

令和6年12月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年12月5日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年12月5日(木) 午前9時02分
閉 会 日 時	令和6年12月5日(木) 午後6時22分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 97号	鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 98号	鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 104号	令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	小林 宣也	教育部長	鳥沢 保行
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	上岡 勝
こども未来部参事兼		教育部副部長兼	
こども応援課長	沼上 早苗	学務課長	池田 耕司
こども未来部参事兼		教育部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江	教育総務課長	松本 直樹
こども未来部参事兼		生涯学習課長	清水 健紀
保育課長	矢澤 潔	学校支援課長	杉山 賢次
こども応援課副参事	黒巢 弘路	スポーツ課長	竹井 豊
子育て支援課副参事	新井 玲奈	中央公民館長	新井 隆司
保育課副参事	富田まゆみ	教育総務課中学校	
		給食センター所長	関根 好一
		学務課副参事	伊藤 一途
(健康福祉部)		学校支援課副参事	鈴木 聡
健康福祉部長	木村 勝美	学校支援課教育支援	
健康福祉部副部長	服部 和代	センター所長	中山 尚子
福祉課長	鈴木 恵子		
障がい福祉課長	野口 豊和	吹上支所副支所長兼	
健康づくり課長	新島 政博	地域グループリーダー	吉田 勝彦
介護保険課長	宮澤多喜也	川里支所副支所長	中越 好康
福祉課副参事	長島 正和	川里支所地域グループ	
健康づくり課副参事	中根 洋子	リーダー	生川 由美

書 記 國島 清文
書 記 小林美奈子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。西尾綾子委員と高橋亜紀委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託された案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第104号の一般会計補正予算、次に議案第97号の条例の一部改正、最後に議案第98号の条例の一部改正の順に審査を行います。議案は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、内容についてよく整理をしていただき、補正予算については補正予算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑していただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(潮田) 資料請求をしたいと思います。

議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)につきまして、25ページの……

(委員長) 潮田委員、少々お待ちください。今資料請求の文書を配付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(資料配付)

(委員長) それでは、潮田委員、説明のほうを続けてください。

(潮田) 議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)の25ページ、小学校施設改修事業の吹上小パソコンルーム等の改修工事、あとは小学校ふれあいサポート事業の中の吹上小図工室改修工事に関わる吹上小学校の配置図を請求したいと思います。今回の2つの改修工事の内容及びまた変更内容が分かるものです。これにつきましては、吹上小学校の今回の改修に関して、ちょっと配置が単純ではないかなというふうに思いますので、その図面がない中での議論だと納得というか、よく分からないという部分がありますので、これを請求したいと思います。

(委員長) ただいま潮田委員より議案第104号について資料請求がありました。

初めに、請求のありました資料について、執行部に確認します。提出することは可能ですか。

(教育部長) では、お答えいたします。

こちらの改修の間取りというか、お部屋の変更ですとか、変更前、変更後が分かるような図面でしたらご用意することが、大体10分程度でご用意できるかと思えます。

以上です。

(委員長) 次に、資料請求について、各委員のご意見を伺います。何か意見のある方はいますか、資料請求について。大丈夫でしょうか。

(なし)

(委員長) それでは、お諮りいたします。

潮田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) それでは、執行部におかれましては、資料の用意はどのタイミングでできますでしょうか。すぐにできますでしょうか。

(教育部長) すぐ準備に取りかかります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前9時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) おはようございます。ご説明ありがとうございました。議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)に関して、6点質問させていただきます。

まず初めに、7ページの第3表、債務負担行為補正予算のところなのですけれども、中学校の教師用教科書・教師用指導書購入について、こちら先ほどご説明いただいたのですけれども、この選定した教材の決定基準と、それが教育現場において教師、あと生徒にどのような効果をもたらすかをお伺いします。

(教育部副部長兼学務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。決定基準とその効果ということですが、教科書につきましては、4年に1度の教科書採択において、昨年度が小学校、今年度が中学校ということで採択をさせていただいています。採択につきましては、県内で鴻巣市におきましては第7採択地区という、鴻巣、桶川、北本、伊奈町でつくっている採択地区協議会において、その採択の協議結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を決定していますので、基準というのはその採択地区協議会で決定、選定した教科書が本市の教科書にそのまま採択されるというものです。

その効果といいますと、実際それをはかっているものというのは特に今私の中ではちょっと見当たるものがないのですけれども、学校はその選定された教科書に基づいて、その教科書を使って、学習指導要領に基づいて日々授業を行っているということで、効果といえば学力とかそういった数値になるのでしょうか。そこまでちょっと、教科書が基で学力に

効果があったとかというところの数値については、ちょっと私今把握していないものでございます。

以上です。

(高橋) それでは、15ページに参ります。教育総務費委託金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金なのですが、こちら中学校部活動の地域スポーツクラブの移行に向けた実証事業ということで、バスケットということでしたが、こちらは実証事業の具体的な内容というのですか、目的のところを改めて、以前ちょっとお聞きしたかもしれないのですが、改めてお伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

地域スポーツクラブ活動体制整備事業というものはですが、文部科学省において令和5年度から令和7年度までをこちらの部活動の地域移行に向けての改革推進期間と位置づけておいて、その地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すように今各自治体に求められております。本事業では、運動部活動の地域連携、また地域スポーツクラブ活動への移行に向けて、子どもたちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備に係る実証を行い、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化、また体験格差の解消を図ることを目的としております。

以上でございます。

(高橋) ありがとうございます。

前回、9月の定例会のときにもご質問させていただいたと思うのですが、こちらは移行することに対して保護者への説明会をやられるということがあったと思うのですが、その点、保護者等の説明等の納得というのですか、そういったところというのはどのような感じになりましたでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

9月に部活動、バスケットボール部に所属している生徒さんの保護者にお集まりいただきまして、保護者説明会を実施いたしました。おおむね部活動のそもそも地域移行というものがなかなかよく分からないという

ようなお話からございまして、丁寧にこちらもご説明させていただいたところ、本事業について様々な疑問が解消されたというようなお声はいただいております。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。丁寧に説明していただいたということですが、そういった点でちょっと子ども、生徒さんだったりとか、保護者のほうから不安な声とか、課題等みたいな、そういったところというのは現在の段階でありましたら伺いたいです。

（学校支援課長）質問自体は大変多くいただいておりますので、全てをここでちょっとお伝えするのは難しいのですが、そもそも地域移行された場合に学校の部活動のバスケットボール部はどうなるのかとか、大会にどのような形で参加するのかというような質問を大変多くいただきました。学校の部活動については、休日に地域クラブ活動を実施する場合は、徐々に学校部活動としての練習は行わないことが今後基本となるのではというようなお答えをこちらもさせていただきましたとともに、いずれ国の進める平日の活動も地域移行が完了した際には、また部活動というものが地域クラブに移っていくというような見込みというか、そういった展望についてはお答えさせていただきました。

また、大会出場については、まだ現時点では中体連の大会には学校部活動として参加している現状があるので、またクラブ活動として徐々に移行するような見込みについてはご説明させていただきましたが、まだ決定はしておりませんので、そういったことも踏まえてご説明、そしてご理解いただいた状況です。

以上です。

（高橋）すみません、最後にちょっと。やはりちょっと保護者が心配されているのは、送迎だったり、安全性の問題とかが、今まではやっぱり学校に行って、歩いて行ける範囲だったりとか、通学の範囲内でできているものが、地域移行になるということは少し離れたところに行かなくてはいけないというところがやっぱりちょっと懸念されるのかなというのがありまして、そこも今お話があって、そういう声があったというこ

とですけれども、その辺はどのように不安を課題として解決しようというふうに、何か決まっていることというのはありますか。それとも、このまま、何か解決策というか、保護者にどのように説明していただけるのかなと思ひまして、その点伺ひます。

（学校支援課長）お答えいたします。

委員のおっしゃったように、移動距離とか、交通手段とか、そういったことも含めて我々も今回試行的に地域を分けてやっておりますので、その移動についても、いずれ地域クラブ活動に移行した場合は、いわゆるご家庭での判断で現地まで行っていただくということになるので、今の段階ではそこも含めて課題があることは私たちも分かっているので、今回実証事業をやらせていただいて、また保護者の皆様、生徒の皆様からのお声をいただきながら、その解決に向けて何かできることはないかというところで、今そういった課題をいただいて、今後ちょっと解決策を考えていくというような状況でございます。

すみません、お答えになっていないのですが、以上です。

（高橋）ありがとうございます。子どもにとってはいろんな選択肢があるというのはとてもいいことだと思うので、移行事業はとても期待をしているのですけれども、今回バスケットボールの実証事業ということですけれども、この結果を踏まえてほかの種目というのも当然考えていらっしゃると思うのですけれども、そちらの移行、展開していくスケジュールとか計画というのはどのようになっているのか伺ひます。

（学校支援課長）お答えいたします。

今回の実証を踏まえ、将来的にはその他の運動部や吹奏楽部等、また文化部にもこの地域移行の取組を拡充していく方向で現在検討はしております。

以上です。

（高橋）すみません。答弁漏れです。移行のスケジュールとか計画というところを伺ひました。

（学校支援課長）お答えします。

すみません。失礼いたしました。休日の移行については、現在ホームページ

ージにも本市のガイドラインを示させていただいておるところですが、そこには休日の移行は令和10年度（P.13「令和9年9月末」に発言訂正）までを目標として示させていただいております。

以上です。

（高橋）すみません。今の答弁は、ほかの種目のところの移行のスケジュール、展開の計画というところが令和10年度までで考えているということによろしいですか。

（学校支援課長）おっしゃるとおりです。本市の示しているガイドラインの中にも全部活動移行を目指しているということで示させていただいております。

（高橋）ありがとうございます。

それでは、次に参ります。6ページと13ページと19ページになるところなのですけれども、地域介護・福祉空間整備事業のところ、先ほど対象となる事業者、地域密着型特別養護老人ホームというふう、それをちょっと詳しく、小松の里というふうにおっしゃって、その事業者だけなのか、それとも対象となる事業者と、あと用途内容が災害等というふうにおっしゃっていたのですけれども、そのところ、あと施設ごとの金額の範囲の上限というのですか、のところをちょっと詳しくもう一度お伺いします。

（介護保険課長）お答えいたします。

まず、小松の里なのですけれども、そちらの1つの建物のところに地域密着型特別養護老人ホームと小規模多機能居宅介護が一緒になっている建物なのです。ですから、要するに小松の里、1つの建物の中に両方のサービス形態のものが入っているということが1つございます。ですから、先ほど区分してということではないのですけれども、トータルで今回の金額の交付金と支出のほうをさせていただくということになります。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。そうしましたら、この補助金の対象事業者というのはその施設のみになるということによろしいですか。

(介護保険課長) そのとおりでございます。

(高橋) そうでしたら、次参ります。

21ページの放課後児童クラブ管理運営事業のところなのですけれども、こちらご説明もありましたが、ICT化ということで、運営の効率化というところでありましたが、ではこのICT化、運営の効率化をすることによって、利用する児童、あとは保護者にもたらすメリットというものがありましたら具体的にお伺いします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) こちらの児童ですとか保護者に対するメリットなのですが、こちらを行うことによりまして、まず子どもたちの入退室の時間を保護者に通知をするようなことができるようなシステムを導入することができますので、それに基づきまして、月間の登室ですとか、急な電話による欠席の連絡が保護者のほうからできるようになります。電話ではなく、こちらのシステムを使ってできるようになります。それによりまして大幅な職員、児童クラブの先生方の事務の負担軽減が図れますので、その時間を子どもたちのために充てるようなことができますので、それによりまして子どもたちへの接する時間が多くなって、より充実した保育が図れると考えられます。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。ちょっとイメージがつかしました。もうちょっと詳しくお聞きしたいのですけれども、アプリか何かを導入するというイメージですか。それで欠席、利用のやり取りができて、例えば今までだと多分、何かあると保護者のほうに電話があったりとかということ、例えば熱が出ましたとか、お迎え早く来てくださいますとかというのがあったと思うのですけれども、そういったものとかというのも全てそちらのアプリの中でやられるようになるというイメージでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) アプリを導入しまして、保護者からの連絡を受付することができます。

(高橋) もう一点、お弁当がたしか、夏休み中ですか、放課後児童クラブの、できるようになったと思います。そのアプリのほうでできるよう

になっているのでしょうか。そこも一緒に。

（こども未来部参事兼こども応援課長）お弁当の関係につきましては、また別の、こちらはあくまでも入退室等の管理等になりますので、お弁当の注文についてはまた別のものになります。

以上です。

（高橋）分かりました。

では、放課後児童クラブに関わるものの情報交換というのですか、保護者とのやり取り等とかというのは、ではそこに一つに集約は、お弁当も含めてですけれども、されていないということ、それ以外は集約されているのだと思うのですけれども、そういったものとかというのは後に、お弁当とかも恐らく一緒に集約されているほうが便利なのかなと思うのですけれども、そういうのも検討していらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）お弁当に関しましては、直接お弁当の事業者さんとのやり取りになりますので、こちらのほうとは集約するという考えはございません。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、次に参ります。25ページ、小学校の給食運営事業のところですが、こちら備品の施設用備品、給食用備品の購入というところでありましたが、先ほど保管庫とかいろいろちょっと説明していただいたと思うのですけれども、この辺の新たに導入するときの選定する要望というのですか、というのは現場の委託業者さんがされるのでしょうか。それとも、職員の栄養士さんと栄養教諭等が選定されているのでしょうかを伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。消毒保管庫等の選定につきましては、地方自治法施行令によりまして契約のほうを市のほうで予定しております。選定につきましては、各小学校の学校長からの依頼を受けて行っているところです。

以上です。

（高橋）すみません。ちょっと私の伝え方が。給食の備品等は当然学校給食法に沿って、給食衛生法に沿って選定されているとは思うのですけ

れども、使用する人、家庭でもそうですけれども、自分の台所のところは自分で選ばないととても使いづらいと思うのです。委託業者さんがどういったものか、栄養教諭さんがどういったものかによって選んだのか、その辺は、校長先生は専門家ではないので、恐らく分からないと思うのです。そういったところはどういうふうに委託業者さんが選んだのか、それとも栄養教諭さんが一緒に入って選定したのか、その点をちょっと伺っております。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））委託業者と市のほうで現地のほうを確認しまして、そのスペースに入る寸法等を測りまして、協議を行いまして選定のほうをしております。

以上です。

（高橋）すみません。何て伝えればいいのかなど。当然、入れるところは多分寸法もあるから、そこに合わせて入らなくてはいけないということと、あとは衛生管理上、保健所に通るものではないといけないとかというところもあると思うのですけれども、その中でも幾つかきつと、想定されるのが、いろんな種類が幾つかあると思うのです、保管庫でも。その辺の選定、耐久性とか、使い勝手とか、そういうものとかというのをちゃんと吟味して選ばれたのかなというのを私はちょっと懸念していて、そこは給食業者さんがしっかりと入って選んでくださったのか、それとも栄養教諭の方が入ってやってくださったのかというところを聞いておるのですけれども。すみません。そこはやってくださっているのであれば大丈夫なのですけれども、それは業者さんが選んでくださったということですか。ちょっと私が理解ができていなかったらすみません。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、実際使っている委託業者の調理員さんの声というのはとても貴重でございます。作業動線ですとか、作業工程ですとか、食品衛生の観点から委託業者の調理員さんの声を聞きながら、栄養教諭と調整して、最終的には学校長とも調整をして、安全な給食が衛生的にできるような機器を選定しております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。よかったです。安心しました。

では、次に参ります。27ページのスポーツ課の吹上地域体育施設管理運営事業ということで、スプリンクラーとか、先ほどご説明あったと思うのですが、この辺り修繕している間に具体的な、先ほど教えていただいた工事期間、あとその間に使えなくなってしまうのか、その体育館が、その辺ちょっと詳しくお伺いしたいです。

(スポーツ課長) お答えいたします。

消防設備修繕ですけれども、工期的につきましては、部品等の納入で約1か月、工事的には、作業につきましては1週間程度を見込んでおりますので、納品されれば即作業には入れると思いますので、やはり納品に時間がかかってしまいますので、おおむね工期は2か月を予定しております。また、その間につきましては、利用につきまして、特に支障なく現状のまま利用はできます。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。1週間工事期間があるという説明だったと思うのですが、その期間も利用ができるのですか、問題なく。

(スポーツ課長) こちらにつきましては支障がなく、運動するに当たりまして、利用に関しては支障なく工事は行えるということで伺っております。

以上です。

(何事か声あり)

(スポーツ課長) 今のは消防設備点検のほうだけですよね。

(何事か声あり)

(スポーツ課長) 全体。失礼しました。すみません。剣道場につきましては、工期は、一応こちらにつきましては1か月予定しております。こちらにつきましては、申し訳ありません、床の張り替え、板を入れ替える、その後全体を研磨して、その上にウレタン塗装を行うために、1か月程度工期がかかります。剣道場につきましては、その間につきましては閉鎖ということになります。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。ちょっとそこが心配だったので、新しくなるのはすごくありがたいですし、楽しみなのですけれども、1か月間使用できないのというのはかなり困る方もいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、そういった利用者、市民等にどのようにその辺の対策というか、考えていらっしゃいますか。

(スポーツ課長) そちらにつきましては、その工事期間中につきまして、アリーナまたはサブアリーナ等をご利用いただくように、また事前に早めに工事等が決定しましたら、周知期間を設けまして、先行予約が始まる前に周知はしたいと考えております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。ぜひそのようにしていただきたいです。ということは、期間が決まったら、周知の方法を詳しく、どのようにされるのか、そこだけ最後お伺いします。

(スポーツ課長) こちらにつきましては、ホームページ等、または利用者がある程度限られますので、窓口等で貼り紙等、事前に周知は行いたいと考えております。

以上です。

(高橋) すみません。窓口で貼るだけですか。ちょっと丁寧な説明が必要かなというふうに思うのですけれども、その辺りというのは、例えば何か窓口で、今度こういう工事がありますので、ちょっと使えなくなりますとか、あとホームページもそうですけれども、そういったところというのは考えていらっしゃいますか。

(スポーツ課長) すみません。答弁が足りなかったです。当然のことながら窓口で、貼り紙だけではなく、剣道場を利用される方というのはある程度特定されておりますので、利用されるときに、いつから工事という口頭でも説明はさせていただきますし、また先ほど申し上げたようにホームページ等で早めに周知はさせていただいて、漏れがないように対応はさせていただきたいと考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(学校支援課長) すみません。先ほどの高橋委員からのご質問について、訂正をお願いいたします。

先ほど部活動地域移行の全ての部活動の移行の目標のスケジュール感ということでご質問いただきましたが、令和10年度にはではなく、令和9年9月を目途に休日の部活動完全に地域移行を目標としております。国の目標になぞらえながら、今そちらの目標に向けて計画を進めておるところでございます。

あわせて、他の部活動の地域移行に向けてということにつきましても、まだ来年度の予算等確定していない状況ではございますが、まずはバスケットボールに続いてサッカー部を地域移行進められないかということは検討しております。

以上でございます。大変失礼しました。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(西尾) では、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について6件質問をさせていただきます。事前通告が間に合わなくて申し訳ありませんでした。

1点目ですが、21ページ、こども応援課、放課後児童クラブ管理運営事業についてです。業務のICT環境整備とのことですがけれども、環境整備という点では、昨今の夏と秋の気温上昇に対して、子どもと、それから運営に関わる職員や地域の方々の健康を守るための環境整備のほうはどうなっておりますでしょうか。その点についてお伺いします。特に小学校で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を開いている場合がありますけれども、使用している教室にはエアコンが設置されているかどうか、この点についてお伺いします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 環境整備ということですが、夏の暑さのための環境整備といたしますか、児童クラブの中には当然エアコン等がついておりますので、夏の暑いとき、熱中症アラート等が発出されているようなときは、外遊び等は控えて建物の中で保育といたしますか、過ごしていただく、勉強するなり本を読むなりという形で過ごしていただくということになっております。

子ども教室の関係なのですけれども、子ども教室も同じように熱中症アラートが発出されているときは外での活動については制限をさせていただきます、教室内でやっていただくようになります。各学校によりまして、お借りしている教室が様々になっております。エアコンがついている教室をお借りできることもあれば、特別教室でエアコンがついていないところをお借りする場合がありますので、その辺につきましては、支援をしていただく方、協力者の方と連携を取りながら、子どもたちに支障がないように活動するようにお願いはしているところです。

以上です。

(西尾) ご説明いただきました。今、放課後子ども教室と児童クラブについてちょっとお答えいただいたのですけれども、例えば松原小学校なのですけれども、あたご放課後児童クラブの分室と放課後子ども教室が置かれております。これ使っている教室は同じなのか、別々なのか、ちょっと分からないのですけれども、特に放課後子ども教室は空き教室を使っているそうなのですけれども、地域の方々がエアコンを設置してほしいともう何年にもわたって要望を出されていると伺っているのです。今はもう6月や9月、それから10月も暑い日があって、熱中症アラートが出たら当然外では駄目なのですけれども、中に入っても、室内に入っても、空き教室、使っている教室はエアコンがない教室なので、熱中症アラートが出て外から中に入っても、中も危険だという状況で、これは子どもたちや、それから放課後子ども教室に関わっていらっしゃる方、年配の方もいるとのことですので、やはり健康面心配ですので、こういった放課後児童クラブ、また放課後子ども教室で使っている教室でもしエアコンがないところがあれば、これは早急に教育委員会とも連携して、

こども応援課のほうでもエアコンを設置すべきではないかと考えますけれども、その点についてお考えをお伺いします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 学校によりましてそれぞれお借りしている教室が違いますので、教育委員会のほうとも連携しまして対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

(西尾) では、2点目に参ります。

21ページの障がい福祉課、障害児通所給付事業なのですけれども、先ほどのようなご説明の中で事業所の過大請求があったということをおっしゃっていたのですけれども、具体的な過大請求のあった事業所の数と件数、それから金額の合計をお伺いします。

(障がい福祉課長) お答えをいたします。

不正請求につきましては、事業所のほうは1事業所になります。その不正請求額につきましては、本市の場合は不正請求額のほうは13万219円となりまして、内訳としましては、令和3年度が10万9,899円、令和4年度が2万320円となっております。この不正請求の手口というか、その内容としましては、児童の利用日数ですとか送迎加算を実際よりも多く記載するなどの手法によりまして、国保連合会のほうを經由して行う障害児通所給付費のほうを過大に請求をしておりました。

事業所名のほうでございますけれども、法人名が株式会社マム、住所のほうが比企郡滑川町のほうの事業所で、所在地になりまして、事業所のほうはこどもプラス東松山教室と、もう一つ、同じ系列でこどもプラス坂戸教室、この2つの教室になります。

以上です。

(西尾) 確認なのですけれども、今お答えいただいた事業所の過大請求、不正請求というふうにおっしゃっていましたが、事務的なミスではなくて意図的に過大請求をしていたと、不正をしていたという認識でよろしいでしょうか。

(障がい福祉課長) おっしゃるとおり、明らかに代表者の方が日数等を水増しをして不正請求をしていたということでございます。

以上です。

(西尾) 分かりました。

では、次の3つ目なのですけれども、21ページ、福祉課の生活保護扶助事業についてです。住宅扶助費と医療扶助費が増加とのことですが、本市の生活保護受給者の方々のコロナ禍以降の特徴的な状況として見られることがあるかどうかお伺いします。

(福祉課副参事) コロナ禍前とコロナ禍後なのですけれども、コロナ禍の最中については受給者の受診の控える部分がちょっとあったのですけれども、コロナが明けた後につきましては、その受診につきましては以前のおりというか、そういった控えのほうはなくなっている傾向があります。傾向につきましては、あとほかに特徴というのは、すみません、把握はしておりません。

以上です。

(西尾) お伺いしたかったのは、私の説明も悪かったのですけれども、例えばコロナ禍を経て、年齢的に今までよりもちょっと若い方々で仕事がなくなったとか、そういったことで失業などが原因で生活保護受給に至ったとか、そういう方が増えたかどうか、そういうところなど顕著な点が見られたら教えてください。

(福祉課副参事) コロナということで、目立って失業ということで受給者が増えたという感じではなくて、やはり預貯金等とか減少された方とか、そういった方の開始の件数が多い状況です。

以上です。

(西尾) 分かりました。

本市では、生活保護の申請書と、それから生活保護のしおりをどこに置いてあるか。置いてある窓口は、市役所と、それから支所合わせて何か所置いてあるか。また、置いてある窓口はどこかお伺いします。

(福祉課副参事) しおりと申請書の設置してある場所なのですけれども、こちら市役所ですと福祉課にしおりと申請書を設置しております。それと、吹上、川里両支所なのですけれども、そちらにもしおりと申請書一式を設置しております。

以上です。

(西尾) では、3か所置いてあるということなのですが、そのしおりと申請書は、特に窓口の方に断りなくても市民の方は、来て、ぼつと自由に抜いていけるような状況になっているのでしょうか。

(福祉課副参事) 福祉課のほうには、しおりのほうなのですが、設置してあって、持っていけるような状況にはなっています。

以上です。

(西尾) 引き続き生活保護なのですが、昨年度の本市の保護世帯率、全世帯に占める生活保護世帯の割合が1.62%なのです。これは、本県、埼玉県全体の2.26%に比べると非常に低いと感じています。特に川口市は3.11%、さいたま市は2.43%です。自治体の人数も、人口比もありますけれども、それにしてもやはり全県の2.26%に比べると本市の保護世帯率1.62%は低いと見ております。どのような要因があってこのように低い保護率になっているか、どのようにお考えかお伺いします。

(福祉課副参事) この保護率が低いということなのですが、こういった理由でとかということで、すみません、なかなか、こういった理由でというのはちょっと申し上げられないというか、ちょっと分からないような状況なのですが、ただ先日、県のほうからの職員のお話とかからお伺いした中で、例えば大きな病院とかがなかったりとかというの也被えられるのかなというようなお話はお伺いしたことはございません。

以上です。

(西尾) 今お答えいただいた大きな病院がないからというのは、大きな病院がないとなぜ保護率が低くなるのか、ちょっとそのつながりが分かるようで分からないので、具体的に教えてください。

(福祉課副参事) 大きな病院とかがありますと、例えば地域とかにそういった、近くとかにそういった方が引っ越したりとか、あとは例えば長期で入院されている方が、住まいがない方が入院されている方で、そういった方が退院ということで、通院も考えてその病院の近くでということが考えられるかと思えます。

以上です。

（西尾）では、次に参ります。

4番目です。25ページの教育総務課、小学校施設維持管理事業なのですが、施設修繕料が163万9,000円で、吹上小学校の校舎2階と3階の手洗い場の給水管が漏水して、1階と2階の天井から漏れているというふうに過日説明がありました。漏水箇所は手洗い場の給水管ということなのですが、1階と2階の天井から漏れているという、その漏れている場所は教室の天井なのか、廊下の天井なのか、どちらでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

手洗い場の天井というのでしょうか、廊下にある手洗い場の天井から漏れております。

以上です。

（西尾）ということは、廊下の手洗い場の天井から漏れているということは、授業中の子どもたちには特に支障はないと思うのですが、廊下行き来する、手洗い場に行く、トイレに行く、そういった子どもたちの動きにはちょっと支障があるのかなというふうに想像するのですが、今現状それはどのように、シートが張られているかと思うのですが、どのようになっておりますでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

廊下の上に漏れているということではなくて、ちょうど手洗い場の上なので、受けが手洗い場のところというか、なので廊下がびしょびしょになるというようなひどい状況では、廊下の状況はないです。現在は応急処置をしております、簡易の養生なのですが、ビニールで覆って、うまく手洗い場の排水のところに落ちるような養生をして対応をしておりますのでございます。

以上です。

（西尾）状況は把握できましたが、水漏れによる壁周辺の、壁や床などの腐食、それからカビの発生などは現在生じているかどうかお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）腐食等についてはございますし、実際壁が抜けてしまっているところがありまして、そちらについても養生等をして対応しております。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、5番目に参ります。25ページ、教育総務課の小学校施設改修事業についてです。吹上小学校の児童数増加に備えて各教室を改修とのことですがけれども、トイレの数が足りているのかお伺いします。労働者の場合は、労働安全衛生法で例えば女性労働者20名以内ごとに1個以上というふうに人数によって設置するトイレの最低限の数が決められていますけれども、学校トイレの設置基準を定めた法律の類いが、探したのですけれども、見つかりませんでした。県によっては基準を定めているところもあるようです。ただ、大人より子どものほうがトイレは近いですし、様々な事情を抱えたお子さんもいますので、衛生面が保たれた十分な数のトイレがあることは重要だと考えております。先ほど潮田委員の請求により入手させていただきました吹上小学校校舎配置図なのですけれども、一見すると各トイレ、ワンフロアに3か所あるところもあるようですし、足りているのかなと思うのですが、個室の数がここでは分かりませんし、普通教室が新校舎1階3つ増えるわけですよ。なので、現状これでトイレの数は足りるのかどうか。あわせて、児童数が増えることが予想される吹上小学校のほかに、広田小学校、下忍小学校も児童数が増えるということですので、トイレの数が十分足りているのか、そういった点についての調査は行っているのか、また今後増設の予定はあるのかについてお伺いします。お願いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

申し訳ありません。各学校のトイレの数については、現在資料がございません。申し訳ありません。吹上小学校につきましては、今回、鉄筋校舎の1階に普通教室を資料請求でいただいた資料のとおり配置をいたしまして、こちらの3教室についてはトイレが同じフロアにあるということで、こちらのトイレを使っていただくこととなります。今後のトイレ

の増設等につきましては、現状では計画はございません。

以上です。

（西尾）なかなかトイレの増設というのは、排水管の工事などもあるので、かなり大がかりになるので、大変かと思うのですけれども、やはり今後子どもさんの状況を調査して、アンケートも取るなどして、トイレの数は十分なのかどうか、これについてもやっていただけるかどうか、現状認識としてお伺いします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

全体的なところではございますが、子どもの児童生徒数というのは過去に比べて減少してきている中で、トイレについては今のところ、学校のほうから数がちょっと足りないとか、休憩時間に間に合わなくてというような話はうかがっていないところです。ただ、トイレについてはとても大切なものだというふうに捉えておりますので、学校のほうのお声も聞きながら、今後もし必要になったときには考えていかなくはないかなとは思ってはおりますが、現状では増設の予定はございません。以上です。

（西尾）引き続き小学校施設改修事業についてなのですけれども、今日入手させていただいた吹上小学校校舎配置図で、これ説明にもありましたけれども、PCルーム、PC室が図工室になるということなのですけれども、PCルームは今後どうするのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

現在、学習用端末を1人1台ということで教室で活用しております、こちらのPC教室というのは現在の仕組みの前に使っていたPC教室でございます。ですので、今はPC教室として活用していない教室になっております。

以上です。

（西尾）分かりました。

では、最後になりますが、27ページ、スポーツ課の吹上地域体育施設管理運営事業、施設修繕料として657万円です。先ほどの前任者の答弁の中でも、コスモスアリーナ吹上の格技場の床などの補修ということで伺っ

ておりますけれども、別の日に、過日、消防設備の保守点検における指摘事項の改善というふうにも説明がありました。先ほどの前任者の質問に対する答弁の中で、この消防設備の修繕については工期が2か月というふうにおっしゃっていましたが、具体的に消防設備の保守点検で指摘された場所というのはどのようなものなのでしょうか。お伺いします。

(スポーツ課長) お答えいたします。

今回消防設備点検を行いまして指摘がありましたのは、誘導灯、それと火災報知機のベル、それと消防用ポンプの呼水槽といいまして、呼び水槽または呼水槽というように呼ばれているのですけれども、こちらが一応災害時、火災時において放水をするホースの中に空気が入らないように常時水をためておける、真空にしながらか空気が入らないような状態に保つというものなのですけれども、この1つの水槽というか、槽が不具合があるということで報告を受けております。

以上です。

(西尾) 状況分かりました。把握できました。

これは、消防設備の保守点検でないと見つからないのでしょうか。といいますのは、消防設備の保守点検が頻繁に行われているのであればいいのですけれども、長い期間消防設備の保守点検がない間にこういった不具合が放置されていて、万が一火災や災害が起こった場合大変だなと思うのですけれども、消防設備の保守点検というのは何年に1回とか、どのような頻度で行われているのでしょうか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

消防設備点検につきましては、6か月に1回実施する機器点検、1年に1回実施する総合点検ということで行っているところでございます。

以上です。

(西尾) 分かりました。ということは、6か月に1回の機器点検で今回見つかったということでよろしいのでしょうか。

(スポーツ課長) 今回の指摘につきましては、そのような点検時に全てのものを作動したときに発見されたということで報告を受けておりま

す。

以上です。

（芝寄）では、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）から質問させていただきます。

ページ数15ページの歳入の中で、22、諸収入の中、一番最後、障害児通所給付費返還金について質問いたします。不正請求の戻しというふうに説明があったのですけれども、1件なのか、2件なのか、3件なのかと、この不正請求が分かったというのはどのような経緯で分かったというか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

（障がい福祉課長）お答えをいたします。

歳入の18万2,000円につきましては、先ほども申し上げましたが、本市の不正請求額ということで、令和3年度と4年度の分、合わせまして13万219円のほかに、児童福祉法のほうで返還請求額の40%のほうを加算金ということで上乘せができますので、こちらが5万2,087円ということで、合わせて18万2,306円のほうを事業所のほうに請求をしております。1事業所、こちらのほうに請求をしております。

不正請求の判明した経緯でございますけれども、坂戸市役所のほうで児童の請求について、利用していない曜日に請求があるようだというような連絡のほうにありまして、そこで県のほうで詳細な説明を求めするために代表者を呼び出して聴取をしたところ、請求誤りではなく故意に水増し請求を行ったということで、対象者は1人だけではなくて、各市町合わせて十四、五人いるというふうな発言のほうにありまして、その後県のほうで監査のほうを行ったというようなことになっております。以上です。

（芝寄）では、歳出のほうに移らさせていただいて、19ページの一番上、車の事故についての件なのですけれども、最初に資料で出てきた駐車場の絵の中で、あれだとちょっと分かりづらいのですけれども、どこを破損したか。どのように。ちょっと写真があれば一番よかったですけれども、公用車のほうはどこの部分、相手は、前だと思うのですけれども、前によってもやっぱりどこの、真ん中なのか、角なのか、そういうこと

によってもちよっといろいろと考えるところがありますので、どのような箇所を破損したのか、お互い、ちょっとお聞きしておきます。

(福祉課長) まず、市側の公用車の破損箇所になりますが、公用車は運転席側、右側の後部がスライドドアになっていまして、そのスライドドアから本体後部にあります擦り傷と、それと塗装の剥がれとへこみが生じた状態になります。相手方につきましては、車両のフロントバンパーの左側、そちらのほうを破損させたものになっております。

以上です。

(芝寄) 大体形が見えたのですけれども、駐車場内の事故なので警察云々ではないのですけれども、割合が50対50ということで、保険を使うからいいと思うのですけれども、普通に道路でこのような事故が起きればやはり直進しているほうが上であり、どこにぶつかったか、脇の、右の後ろということは完全に向こうの過失が多くなると思うのですけれども、その辺ってどういうふうにかこういった問題考えているのでしょうか。民間の事故だと、必ずこれはもう比率が違ってくる案件だとは思いますが、50対50の意味も含めてお伺いします。

(福祉課長) 今回の事故は市役所の駐車場内の敷地内で起こったもので、公道等ではないため、優先道路ですとか左側優先といったものが適用されないということでした。それと、自動車損害共済の概要ということで、過失割合、判例がありまして、そちらのほうの判例を基に50対50ということでこちらのほうも示談した次第になります。

以上です。

(芝寄) 何度もすみません。一応何か心情的には全然公用車のほうは悪くないような状況だと思うので、50対50というと職員もちよっとかわいそうかなと、過失があるというふうになってしまうので、何か釈然としないのですけれども、一応交渉の中……前例か。前例がそうであっても、交渉の中でそちらのほう、相手方のほうが過失ありますよという、そういう話合いというのはあったのか、なかったのか。

(福祉課長) 過失割合については、すぐに50・50というものではなくて、

やはりこちらのほうもそれはちょっと違うのではないかという意見も確かにございました。その後、やはりいろいろな保険会社さんですとか、そういったところを参考に、今回50・50というところに至ったところでございます。

以上です。

（芝寄）19ページの障害者自立支援給付事業、利用者増との説明がありましたが、増の要因をお聞きしておきます。

（障がい福祉課長）こちらは、新型コロナウイルス感染症のほうで5類に移行したことによりまして行動制限が緩和され、外出の頻度等が増えたことによりまして利用者のほうが増加しております。また、令和4年度に引き続きまして令和6年度も報酬改定のほうが行われておりまして、サービス事業所の処遇改善ですとか、各種支援体制への加算等が強化されたことから、請求単価ですとか加算率が引き上げられておりますので、扶助費のほうが増加しております。

以上です。

（芝寄）では、21ページの一番上、こども応援課、放課後児童クラブ管理運営事業の中のICT化推進事業補助金についてですが、前任者の質問で大分細かく分かったのですけれども、アプリを使用するということで、入退室の連絡のやり取りというご説明だったかと思うのですけれども、そのアプリって、児童が児童クラブに行ったら、行ったことも、入ったことが親にも通じるとか、そういった機能もあるものなのか、まずそこを確認しておきます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）多くのアプリが、入室するとき、また退室するときにはICカードですとか、あとはQRコード等を利用して入った時間、退室した時間が分かるようになっておりまして、それを保護者のほうにアプリを経由して連絡するようなことができる機能がついております。

以上です。

（芝寄）では、そのアプリは、先ほどちょっと補足の説明なかったかと思うのですけれども、その入退室のみのアプリというか、ほかに活用の

仕方というものがあるのか、すみません、お願いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）入退室の管理だけではなくて、急な欠席の連絡等もアプリを経由してできるようになりますし、あとはあくまでも一例という形なのですが、今まで紙ベースで登室の予定を提出していたものを保護者の方がそのアプリを使って登録できるようになるようなこともあります。あとは、緊急時に児童クラブのほうから保護者宛てに一斉の連絡ができるような機能もついているものがあります。あと、全ての児童クラブにおいて入退室の管理を入れるわけではなくて、こちらのICT化推進事業の補助金というのが、まず児童クラブに勤務している職員の業務負担の軽減を図るために、今言いました保護者との連携等の業務をICT化すること、また職員の方が県などの研修を受けたりするのですが、そちらのほうの研修を受ける際にオンラインを使っている研修が増えてきておりますので、そのようなシステムの基盤を導入するための費用を補助するものになっておりますので、ICT化推進事業のほうにつきましては、そちらの主に2つがメインとなっております。

以上です。

（芝罘）では、次のこどもの医療費支給事業について、すみません、ちょっと聞き逃していたら申し訳ないのですけれども、もう一度説明で、増加の理由を、不足というふうな説明をしていたのですけれども、その不足に至った経緯とか、もう一度詳しくお願いいたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）当初予算で見込んでいた数字と少し増額になってしまう予定となっております。こちらに関しましては、子どもの医療費は少しずつ増加現象がございます。これは、令和4年の10月から県内現物給付になったことや、その年にはやるインフルエンザ等の感染症による影響が大きいかなと考えております。

以上です。

（芝罘）では、ここの部分で、来年度予算もかなりもう決まっていると思うのですけれども、こういうことも踏まえた予算組みということを考えているということによろしいでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 委員のおっしゃるとおり、やっぱりその辺の状況も踏まえて当初予算のほうも計上しております。

以上です。

(芝罘) では、25ページをお願いします。小学校施設管理事業の中で、前任者の質問、漏水ということで、いろいろ詳しい説明で分かったのですけれども、給水管の漏水ということで、まず給水管の老朽化、腐食によるものなのか、またはジョイントから漏れたものか、その原因はもう分かっているのでしょうか。というのも、吹上小、建ててまだ10年ぐらいかなとは、ちょっと年数はっきり分からないですけれども、そのぐらいいたっているかなと思うのですけれども、天井裏での腐食にしてはちょっと早いのかな、そうするとジョイント部分の工事による漏水なのかなというのを、ちょっとそこを確認したいのですけれども。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

今回漏水している手洗い場につきましては、新校舎のほうではなくて鉄筋4階の旧校舎のほうでございます。そういうことから、老朽化した給水管というふうになります。

以上です。

(芝罘) 分かりました。

では、同じ25ページの吹上小のパソコン等の改修工事の中で、先ほど潮田委員が請求していただいた図面を見て、ちょっと図面を見ながらもう少し詳しく、簡単でもいいですから、ご説明をいただきたいのですけれども。お願いいたします。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

まず、資料請求いただきました資料の配置図を基にご説明をさせていただきますが、青色で囲んである教室につきましては、教育総務課の小学校施設改修事業で改修をする4教室になります。緑色で囲んである2教室につきましては、小学校ふれあいサポート事業で改修するものでございます。私のほうからは、青色で囲んでいる小学校施設改修事業の改修内容と備品購入の内容等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現在プレイルームの教室は普通教室に改修するようなことは、特に工事的なものはございません。備品としてエアコンを1台設置をする予定でございます。

続きまして、現在通級指導教室のウイングで使っているお部屋につきましては、パーティションの撤去の改修をいたします。こちらのお部屋は、備品購入はありません。

続きまして、P T A室、児童会室の改修の内容ですが、まずパーティションの撤去、続きまして集中式の時計設置、時計の設備があるのですが、そちらを移設をします。また、黒板等の設置がないことから、新たに黒板等を設置いたします。こちらの教室につきましては、過去に保健室として利用していたということがありまして、現在、給排水管ですとか、ガス管ですとか、ガスの給湯器が備えてありますので、そちらを撤去いたします。なお、こちらの教室の備品につきましては、黒板を1台、児童用のロッカーを3台、壁かけ扇風機の4台を備品購入費として購入を予定しております。

最後、4教室目のP C室でございますが、こちらは図工室ということで改修をいたしますが、内容といたしましては、カーペット敷きのものをフローリングに改修をいたします。また、照明につきましても、LED化で変更をいたします。なお、ネットワークのラックがございますので、こちらを移設するという改修内容になります。備品につきましては、壁かけの扇風機を4台購入する予定でございます。また、鉄筋校舎の1階に普通教室になるということになりますので、学習用端末等の利用の際のアクセスポイントの設置をする予定です。手数料ということで、こちらの3教室に入るドアが現在すりガラスになっておりまして、中が見えないような状態ですので、普通教室への改修に当たり、こちらのガラスは透明ガラスに替える予定です。

改修については以上でございます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））続きまして、図面の左上、緑色の枠で囲ってございます木工室と絵画室について、改修についてご説明をさせていただきます。

先ほどご説明ありました普通教室への改修、青い3つのお部屋になりますが、そちらの改修に伴いまして、かねてから通級指導教室の特性に合わせた教室の配置というところが課題でございましたので、このタイミングで教室を移転するに当たりまして、離れの校舎にございます緑色のお部屋、絵画室と木工室を通級指導教室とプレイルームとして改修するものとなります。

改修の内容といたしましては、この図面でいきますとプレイルームを左上の緑の枠の下の絵画室のほうに移転をいたします。この移転に伴いまして、照明のLED化まだされておられませんので、こちらのほうのLED化を行いたいと思います。それから、通級指導教室ウイングと書いてございますが、こちらのお部屋を緑色の枠の上の木工室のほうに移転を計画しております。あわせて、木工室にエアコンが設置してございませぬので、こちらのほうの設置のほうも考えております。具体的には、照明のLED化、それから今現状使っている通級指導教室で使えるものは移転するというところで、お部屋を2つにパーティションで区切っておりますので、こちらのほうを移設いたします。それから、固定電話の移設。それから、こちらの特別教室棟のほうが天井が高い構造になっておりまして、かなり音の反響をするということで、指導や運動の指導等にちょっと支障が出るというところで、吸音板のほうを設置いたします。また、各それぞれの教室について、アクセスポイントの設置と、あとお写真のほうを見ていただきますと分かるのですが、非常に駐車場からよく見えるお部屋でして、あわせて廊下からも、窓がとても大きいつくりになっておりますので、のぞかれてしまったりということのないように、児童生徒の心理的安定のために、ガラスフィルムを施工して、すりガラスにしたいと考えております。

長くなりましたが、以上となります。

(芝罘)では、図面を見ながら1点だけ。

P T A室と児童会室はどちらに移動になるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長)お答えいたします。

新校舎のほうの教室というような形では設置はしないのですが、新校舎

のほうのふれあいルームですとか、吹っ子広場、コスモ・スペースを利用して、今後、児童会やPTAについては利用していただく予定で学校と調整をしているところでございます。

以上です。

(芝罘)では、予算書のほうに戻って、では27ページ、最後になります。スポーツ課の吹上地域体育施設管理運営事業で1点、2点ぐらい質問します。

剣道場の床板の修繕ということで、今まで割れ目だとかにテープを貼って利用していたというふうに伺っております。体育館等の床板って無垢材使っていて、表面のウレタン塗装がもう削れてくるものなのですけれども、その塗装膜がなくなるとやっぱり下地が出てしまうわけで、テープ貼って使うまで、普通は基本的にはメンテナンス的に上塗りをやっぱり、ウレタン塗装を普通するものなのですけれども、ここだけではないのですけれども、メンテナンス、保守というものを体育館の床とかをどのように考えて管理して、使えるまで使ってやるという考え方なのかなとちょっとこれを今、今回のを聞いて思うのですけれども、どのように保守のほうは考えているのでしょうか。

(スポーツ課長) 答えいたします。

点検等は常に指定管理にお願いして、不備箇所、または利用者からこの辺にちょっと傷があるとかという報告は受けているところでございますけれども、点検につきましてはやはりその辺、発見したときについて行っているというのが主になってしましまして、整備について、やはりあれだけ広いスペースですので、何か不具合があったときに対応するというような形になって、不備があるところについては、先ほど申し上げたとおり常に報告はいただきながら、テープ等で修正しながら、けがのないように利用いただいているのですけれども、やはり施設が大きいものですから、常にメンテナンスを行っていくというのはなかなか厳しいところがあるというふうに考えております。

以上です。

(芝罘)では最後に、そのテープ貼って利用していたということで、今

までけが人が出たとか、そういう報告はあるのかないのかお聞きして終わりにします。

(スポーツ課長) 今回、剣道場でこのような修繕を行うことになるわけですが、剣道場において今までけが人というのは報告はありません。

以上です。

(潮田) 通告してありますけれども、前任者がいろいろ聞いておりますので、かなりはしょってにさせていただきますと思います。

6ページの繰越明許費補正のところ、地域介護・福祉空間整備事業、これは細かいことはいろいろ説明ありましたが、今後こういったほかの高齢者施設でもあり得るのかなというふうに思うのですけれども、これ10分の10ということですので、どういった形で、これ業者のほうから申請があって、どういう条件を整えばこの10分の10のものでできるのかというのを確認したいと思います。

(介護保険課長) お答えいたします。

こちら、今回みたいに地域介護・福祉空間整備事業交付金につきましては様々なメニューがありまして、今回活用するメニューの中では認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の中でこちら使う補助金、交付金になるのですけれども、基本的に高齢者施設の利用者の安全、安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進するものですので、ですから例えば委員おっしゃるとおり築年数が高くなりますと当然老朽化等が進みますので、それを当然我々、事業者のほうに年度当初に告知をいたしまして、こういう交付金がありますので、もし何か設備等に不具合がありましたら申請のほうお願いしますということがあって、それを国のほうに申請を出すのですが、国も補助金の枠がありますので、必ずしも全部採択されるわけではないのです。今回はたまたまというか、かなりこの施設の整備の、老朽化が進んでおりますので、国のほうの採択が認められましたけれども、基本的にどの事業所も結構老朽化になっておりますので、今後我々も事業者にも周知して、よりよい環境になるように我々も努めてまいりた

いと思います。

以上でございます。

（潮田）分かりました。

続きまして、7ページの債務負担行為の中学校教師用教科書、教師用指導書購入の件でありますけれども、これは教科書が替わるのは4年に1回とのことでありますけれども、今デジタル教科書がどんどん購入されていて、英語についてはデジタル教科書、鴻巣の場合はしっかりやっておりますし、また今後もいろいろ変わっていくかとは思っておりますけれども、前回の4年前にはなかったデジタル教科書のこと、それになったことで教師用教科書、指導書購入について違いはどのようなものがあるのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

デジタル教科書につきましては、今年度、委員おっしゃるとおり、英語につきましては小学校5年生、6年生、それと中学校全学年が生徒用のデジタル教科書が導入されています。また、算数、数学についても、5、6年生と、あと中学校全学年で、今年度は小学校で7校、中学校で4校に配付されているような状況になっています。それ以外は全て紙の教科書でやっております、子どもたちも教師も基本、紙の教科書が給与されています。教師用の教科書につきましては給与はされませんので、自治体で各購入するというので、今回補正予算を組ませていただいております。何が違っているかということ、主に指導書のほうなのですが、指導書につきましては、紙の指導書を以前教師たちは使っていたのですが、昨年小学校の教科書の指導書の導入からデジタル指導書というのとセット販売で購入する発行所というか、教科書会社が多くなっておりまして、そのせいでちょっと予算が高額になっておりまして、ただそのデジタル指導書につきましては、今、本市では教員1人1台パソコンが支給されていますので、そのデジタル教科書をインストールすることで、そこに例えば授業で使う資料ですとか、写真ですとか、あと動画ですとか、あとプレゼン用に使う教材もそこに入っておりますので、実際教材研究、授業の前に準備をする際には非常に時間が短縮されて、教

師にとってはデジタル指導書につきましては利便性が高くなっています。もちろん紙の指導書も配付はされていますので、そちらを併用しているような状況です。

以上です。

（潮田）そういたしますと、今回これで、債務負担行為で上がっている予算の中にはデジタル教科書の分も入っているということでよいか確認いたします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

児童生徒用の教科書につきましては、当然無償給与なので、先ほど言った算数、数学、英語に関しては県から、国から給与されておりますが、教師用につきましては、先ほどお伝えしたとおりデジタル指導書がセット販売されておりますので、そちらを購入しているというような状況になっております。

（潮田）要するにこの予算の中に入っているのですよねという確認なのですけれども。

（教育部副部長兼学務課長）おっしゃるとおり、入っております。失礼しました。

（潮田）分かりました。

そういたしましたら、次は歳出のほうで19ページ、障害者移動支援事業のほうで伺いたいと思います。これ今回大幅増額となっておりますけれども、これの負担、障がい者ガイドブックのほうを見ますと、それぞれ幾らかかるかというのが入っていて、そのうち自己負担は1割なのですけれども、身体介護を伴うと30分2,000円、1時間4,000円になります。身体介護を伴わないと30分750円、1時間で1,500円。それぞれ自己負担は1割でありますけれども、これ逆に事業者のほうからすると非常にこれが少なく、身体を伴わない場合1,500円。1,500円というふうになると、今あちこちのお給料が上がっていく中で、すごくこれでやると事業者のほうの実入りがなくて、この事業をやれなくなるというような声があるのですけれども、そもそも利用料の改定とかというのを行ったのがいつなのか確認をしたいと思います。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、平成18年の10月の事業開始以来、利用料のほうの見直しは行っておりません。

以上です。

(潮田) そうすると、これ18年前ということになるかと思うのですけれども、今回大幅増額の理由というのからすると、実際どのくらい使ったのかなというのがよく分からない。身体介護を伴う場合と伴わない場合の利用者の延べの実質はどのぐらいになっているのか。延べと実質、両方ちょっと伺いたいと思います。

(障がい福祉課長) お答えをいたします。

令和6年9月末なのですけれども、申し訳ありません、延べのちょっと人数というのは把握をしておりません。実際9月末で利用された方が、実質の利用者が106名でございまして、そのうち身体介護が伴う方が102名、伴わない方が4名というふうになっております。

(潮田) これ伴わない方が4名ということでありますけれども、1人当たり1か月マックスで20時間使えるというものだと思いますけれども、そうすると80時間は使うことが、理論上そういうふうになるかなというふうに思うのですけれども、そういった場合に、これ市町村で利用料って決めることができると思うのですけれども、18年前から全然変わっていないという金額に対して、このままでいいのかというような論議はされているのでしょうか。

(障がい福祉課長) 値上げについて、特に現状議論をしているということとはございません。

以上です。

(潮田) 分かりました。これについては、また後にやっていきたいと思えます。

続きまして、21ページ、放課後児童クラブ管理運営事業のICT化推進事業補助金で、これ具体的なものかなり細かく前任者が聞いておりますので、このことによる……すみません。これがいつスタートして、そういった説明会等はどのように行われていくのか伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) いつスタートするかについては、クラブのほうでこの補助金のほうを利用して導入のほうができるような状態になりましたらスタートができると考えております。それぞれのクラブによって導入の時期が違って来るかと思っておりますので、こちらのほうはクラブとの調整が必要になるかと思っております。

あと、説明会等につきましても、やはりクラブのほうでしていただくというのが……になって来るかと思っておりますが、このICTの推進化事業補助金、先ほども申し上げたのですが、保護者との連絡ツールを導入するところと、あとは指導員のオンライン研修のために必要なパソコンですとかタブレット、あとはプロジェクター等を購入する事業者もおりますので、全てが保護者との連絡ツールのものだけではないです。

以上です。

(潮田) すみません。私が聞きたかったのは、これ今放課後児童クラブたくさんあるかと思うのですけれども、その事業所が全部こういったアプリになることで対応できるかどうかという意味で、個別な、保護者もそうですけれども、そこへの研修、研修というほどではないのかもしれないのですが、そういった説明会というのがどのように行われるのかということをお伺いしたいのですが。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

これ入退室管理のツールということですのでよろしいですか。

(潮田) すみません。今回の予算に計上されている部分についてです。

(こども応援課副参事) こちらのICT化の移行に関しましては、夏場に各児童クラブのほうに照会をかけまして、意向のあるところに手を挙げていただいたところになります。今回、この議会におきまして議決をいただきましたら、実績のほうを確認した上で、年度末までにこちらの補助金は交付されるという形で予定しております。

以上です。

(潮田) すみません。交付金が支給されたものは、それぞれの事業所に支給されるものであって、市に入るものではないという意味なのでしょうか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

こちらの補助金に関しましては、それぞれの事業所のほうに交付しております。歳入のほうで国と県のほうから3分の1ずつ歳入のほうに計上されております。

以上です。

(潮田) そういたしますと、これは市は全く管理はしなくて、管理をするのは各事業所ということでしょうか。

(こども応援課副参事) おっしゃるとおりになります。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、同じく21ページ、障害児通所給付のところ。この通所給付というのは、児童発達支援居宅訪問、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援が含まれるかと思うのですが、どのサービスが特に大きくなったのか、また理由として考えられるものは何か伺います。

(障がい福祉課長) こちらにつきましては、障がい児の相談支援ですとか、放課後等デイサービスのほうが特に増加をしております。その理由といたしましては、障がい児相談支援につきましては、令和5年度に2か所でありました事業所のほうが令和6年度に2か所増えて4か所となりましたことから、増加をしております。それから、放課後等デイサービスのほうですけれども、近年発達支援に対する認識のほうも高まっておりますので、早期発見ですとか早期療育の重要性が広く認識されたということとともに、事業所のほうの数も増えておりますので、そういった要因で増えているというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、23ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金。すみません、私がちょっとこれ不勉強なのでよく分からないのですが、医療費のほかの医療手当という、ちょっとこの詳細を伺いたしたいと思います。

(健康福祉部長) 医療手当は、通院1日に当たり幾らとか、あとは入院1日につき幾らというもので計算されます。医療費は実医療費、自己負担のところですか。そういったことで、医療費と医療手当、2本立ての内容になっています。

(潮田) その医療手当というのは、これは国民健康保険だとか社会保険とか、そういうものとは一切関係なく、そのコロナの後遺症というか、の方については、医療費とともに誰であってもそれが対象になるというものなのでしょうか。

(健康福祉部長) 健康被害が認定された疾病についての通院、入院についての通院日数、入院日数になります。

以上です。

(潮田) そういたしますと、この健康被害給付金については、現在に至るまでこの給付金の総額、現在に至るまでの最初から今までの総額、また想定者数、最長受給期間、症状としてどのようなものが多いのか伺います。

(健康づくり課長) 厚生労働省に進達後、健康被害の認定を受けた後、令和5年度より給付が始まりました。現在までの給付金の総額は4,892万9,159円となっています。

次に、総認定者数は、進達者数延べ16名のうち13名です。また、最長受給期間は3年2か月となっています。

認定者の中で多い症状としては、脳梗塞、発熱、四肢のしびれ、倦怠感となっています。

以上です。

(潮田) 今、脳梗塞というのがありました。そうすると、すみません、この健康被害給付金で最大、一番給付されている金額って、お一人に対しての最大の金額ってお幾らぐらいになるのでしょうか。

(すみませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時33分)



(開議 午前 11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部長) 個別のお一人お一人の給付額の資料が今手元にないところで申し訳ございませんけれども、中にはお亡くなりになったケースもございますので、その場合は死亡給付があります。それは金額が大きくなります。

以上です。

(潮田) そこから先の細かいのはまた後に担当課のほうにお伺いをするようにしたいと思います。

続きまして、25ページ、小学校施設維持管理事業の中の委託料です。樹木剪定伐採業務委託料のところになります。これは、先日の本会議のほうで包括管理に関するところは聞かせていただきましたけれども、実際私が各現場から聞いている声というのは、時間がかかるというのがありました。今担当課のほうで受けている状況では、各現場、学校からこういったものに対して包括管理に変わったことで困っているというような声は聞いていますでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

学校現場からは、包括管理になったことで月2回の巡回があり、要望が伝わりやすいというようなお声がある状況で、学校現場のほうからは対応が遅いというようなものは特にこちらにはないです。ただ、株式会社JMのほうには言っているのだけれども、ちょっとどうなのかなというようなお声はいただくこともあります。困っているというよりは、ちょっとどうなっているかなということでご心配な声をいただくことはございます。

以上です。

(潮田) なかなか現場から言いにくいのかなという感じがあるのですが、ちょっとつぶやくようには幾つか話を聞いておりましたので、確認をさせていただきました。

続きまして、もう時間もあんまりないから、小学校施設改修工事と小学校ふれあいサポート事業の配置図も頂きまして、前任者もいろいろと質

問しておりますので、確認なのですけれども、今回のことで本来エアコンが欲しい普通教室のほうにはエアコン1つ設置という先ほど答弁があったかと思えます。でも、扇風機をつけるという答弁もちょっと幾つかあったので確認をしたいのが、図工室になるところというのは、今までパソコン教室であれば通常エアコンついているのかと思っていましたのですけれども、ここにエアコンは、図工室はないということかどうか、まず確認いたします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

図工室につきましては、市内の小中学校全てエアコンについては設置しております。現在のパソコン室は設置してあります。なので、新たに追加で扇風機を設置するという状況でございます。

以上です。

（潮田）そうすると、今回ふれあいサポートのほうの事業になるところにも、今までことばの教室のところにはエアコンがなかったということでしょうか。というか、これで不具合はない、エアコンについての不具合というかな、設置していないところはないということによろしいでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回、通級指導教室が移転します木工室と絵画室につきましては、両方のお部屋に扇風機はもともとついていて、かつ絵画室にはエアコンがついております。ただ、木工室のほうにはエアコンがついておりませんので、今回の中で施設用備品ということで予算を計上させていただいています。これで設置のほうはエアコンに関しては大丈夫というような状況でございます。

以上です。

（潮田）そういたしましたら、同じページの中学校施設改修工事のほうに移りたいと思います。

これは、上尾道路の工事進捗の関係で今年度は行わないから減額ということでもありますけれども、これ建築確認申請をして設計をするという予定というふうになると、建築物を造ることになるかと思うのです。

けれども、これって設計の分かと思うのですが、どのような建築物が造られる予定ということなのでしょう。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

建築確認申請を想定している建築物につきましては、既存のものが支障となる関係で移設や再配置を計画している施設になります。具体的には、駐輪場、物置、浄化槽の機械室の3件を想定しております。

以上です。

(潮田) 今回の上尾道路の物件補償というか、それでいくと大体どのくらいが入ってくるということになるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

補償につきましては、国の定めております公共補償基準に基づき、従前の機能回復を前提とした補償を要望しております。学校の意向を確認しながら、施設等の再配置計画案を今作成して協議をしているところですが、詳細な補償費の金額については、現在のところ提示をされていない状況です。

以上です。

(潮田) これ実際には市からの支出はなくなるというふうに考えておいてよろしいのでしょうか。その上尾道路の物件補償の金額によって、その範囲内で行うということではよろしいのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) 繰り返しになりますが、補償の金額は今提示されておらず、市といたしましては、公共補償の基準に基づき、機能回復を前提とした補償をお願いしますというところで、金額については示されていないところです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時41分)

(開議 午前11時41分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) すみません。時間がないと思ったので、随分はしょってしまった

たところだったのですけれども、そうすると小学校ふれあいサポート事業に少しもう一回戻りたいかと思います。これが今回こっちのほうに移転というか、場所が移ることによって、これを使う保護者たちの車の場所とか、要は子どもたち通級指導でこっちに来るわけですけれども、その動線というのは変わるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今までの他校から通級されるお子さんにつきましては、この入り口、駐車場側の入り口が正門と、中門といいますか、駅に近いほうの中門のほうからの出入りをさせていただいて駐車場に止めていただきまして、そのまま直接特別教室棟のほうに入れる入り口がございますので、今回その通級指導教室が移転することにより、今までの場所よりも、今までの入り口も同じなのですが、校舎のほうに入っていくようになりますので、今の状況ですと、図工室を使っているお子さんですとか、校舎を利用するお子さんとちょっとやはり、接触と言うとあれですけれども、接点がどうしてもある状況だったのですが、今回の教室の移転により、よりスムーズに教室のほうに通級できるというふうに考えております。以上です。

（潮田）そうすると、今回の改修の関係で、吹上小学校、結構幾つかいろいろ変えると思うのですけれども、これは全体に、このふれあいサポートの部分だけではなくて、普通教室のところも含めて、いつからこれが使えるようになるというふうに工事を考えているのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回の補正予算のほうが承認いただけましたら、すぐに工事のほうを行いまして、新年度に間に合うように工事のほうを進めたいと考えております。以上です。

（潮田）今回補正でというふうになると、でもこれから設計とかというのはなくて、内部だけを変えるとということだから、冬休みであるとか、または春休みであるとかということであって、子どもたちに影響はしないということでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) 委員さんのおっしゃるとおりでございます。お子さんの学校での生活に支障ない時間ですとか、長期休み等を利用して工事のほうを行いたいと考えております。以上です。

(潮田) そういたしますと、今回の図面、配置図からいたしますと3つの普通教室が増えるかなと思うのですが、この3つの普通教室というのは、学年でいうと何学年の分が増えるということになるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。学校の学年の配置につきましては、毎年その年度の学年のクラス数によって設置をしていきますので、今現時点では何学年ということは、今後調整をしていくこととなりますので、現時点でははっきり決定はしていないところです。

以上です。

(潮田) 現時点でははっきり確定はしていないけれども、大体人数というのは分かりますよね。次の学年が多くなるとか。当然就学時健診だとかというのでも今度の新1年生の人数とかも大体分かると思うのですが、それは全く想定できないということになるのでしょうか。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。来年度の見込数、見込みクラス数については把握をしております。その中で、学校長が学校の中で来年度どういう配置にするかというのは検討をしていくところでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)



(開議 午後3時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第104号について、ほかに質疑はありませんか。

(諏訪) では、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)について、通告してありますが、3点だけ質問させていただきます。

まず、19ページの障がい福祉課、障害者自立支援給付事業の2億8,814万3,000円なのですが、増額の理由は利用が増えているということでございましたが、当初予算が26億3,847万1,000円なのです。ほぼ1割に近い額が今回補正ということになるのですけれども、利用されている方が増えているということなのですけれども、もう少し詳細にその増額の理由をお聞きいたします。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

今年度、令和6年度の4月から10月までの国保連合会のほうからの請求ベースでの前年同月比での比較ということでちょっとご説明をさせていただくのですが、行動援護ですとか短期入所といった一部のサービスを除きまして、ほぼ全般的にわたりまして増加をしております。特に増加が大きいのが共同生活援助、グループホーム、それから就労継続A型、それから生活介護、重度訪問介護、こういったサービスのほうが伸びております。全体としまして、利用者数、それから日数及び1人当たりの請求額、こういったものは報酬改定等の影響もあるかと思いますが、そういった請求額等の増加によりまして自立支援給付費のほうが大幅に増加しております。

以上です。

(諏訪) では、ただいまの件ですけれども、国保連からの請求に基づきということもございますけれども、そうしますと利用者数も増加しているのでしょうか。サービスの増加はグループホームや生活介護等でボリュームが全体的に増えているということですが、利用者数についてはどうなのでしょう。伺います。

(障がい福祉課長) 利用者数につきましても増加しております。

以上です。

(諏訪) 利用者数というのは増加しているということなのですが、新たにこのサービスを利用する方が増えているのか、それともサービスごとに利用が増しているのか、どちらなのでしょう。

(障がい福祉課長) 全体でちょっとご説明させていただきますと、令和5年と6年の比較では、1人当たりの日数というのはほぼ変わりほざ

いません。ですから、単純に利用者数のほうが伸びているということでございます。

(諏訪) では、続いて21ページ、こども応援課、放課後児童クラブ管理運営事業の予算でございます。こちらのほう、本会議場での質疑の中で、9施設16支援のICT化というようにご答弁いただいていたかなと思うのですが、9施設というのは、その施設名はここで伺いできるのでしょうか。また、ICTによる業務の内容に関しては、前任者がたくさんいろいろ質問をされておりましたけれども、もう一度お願いをいたします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 業務のICT化を行うためのシステムとして、保護者との連絡や児童の入退室管理等の業務のICT化を行い、職員の業務負担の軽減を図るシステムを導入するクラブは、民設民営の南よつばの願い学童の1施設2支援、それから研修をオンラインで受講できるようにするためのシステム基盤を導入するクラブは、指定管理のあたご放課後児童クラブ2支援、神明放課後児童クラブ1支援、屈巢放課後児童クラブ2支援、広田放課後児童クラブ2支援、共和放課後児童クラブ1支援、あと民設民営のふくろうの森放課後児童クラブ2支援、なのはな学童保育1支援、田間宮学童結3支援の8施設14支援、合わせて9施設16支援となっております。

以上です。

(諏訪) 9施設ということでございましたけれども、こちらで実際には支援員の方々の業務の負担につながると、軽減ができるのではということでございますけれども、セキュリティーというのはどのようになるのでしょうか。例えばクラブの送迎に関わる保護者だけではなく、例えば別のどなたかにお問い合わせをされるとか、また祖父母だったりするかどうかと思うのですが、その送迎するに当たって急に変わったときなどは、端末が何台というように登録をするのか、ちょっとよく分からないのですけれども、そういったセキュリティーを含めてどういった内容なのかを伺います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 業者側のほうで選定をしていたので、現時点ではどういうシステムのほうを導入するのかまだ分か

っておりませんので、こちらではちょっと申し上げることができません。
以上です。

（諏訪） そうしますと、アプリケーションについてはどんなシステムになるのかは不明ということですのでよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長） はい、そのとおりです。
以上です。

（諏訪） では、続いて25ページ、教育総務課、小学校施設改修事業でございます。こちらのほうが配置図を今日頂けましたので、イメージが大分つきました。それで、まず質問なのですけれども、来年度吹上小学校に入学予定の児童数はもうあらかじめ分かっているのかなと思うのですが、北新宿地域から入学の予定の児童数、また小谷小学校から入学を予定している児童の人数を教えてくださいたいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。
まず、北新宿地域でございますが、2名です。小谷地域につきましては9名です。
以上です。

（諏訪） そうしましたら、もう既に北新宿の地域からは通学区域の変更で吹上小学校に通っている既存の児童がいらっしゃると思うのですけれども、北新宿地域から既に通学をしている児童数をお願いいたします。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。
令和6年度の状況でございますが、119名となっております。
以上です。

（諏訪） 今回の吹上小学校の施設の改修に関しては、やはり適正規模、適正配置、そしてもともとは通学区域の変更ということで急激な児童数の増加が吹上小学校にあったということで、今回の普通教室の増加というふうに私は捉えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長） お答えいたします。
今回の吹上小学校への児童増加につきましては、令和4年におきまして行いました吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについての答申を受けて、当時州崎橋を通学路としてい

る北新宿地区の児童の登下校に関する安全対策といった要望に基づいて通学区域の変更を行ったということです。

以上でございます。

（諏訪）教室数が少なくなるだろうということは十分予測ができたと思われませんが、その辺はいかがでしたでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）現時点では増加傾向ではあるのですが、今後、令和10年までを見越したときにはまた減少傾向にありますので、安全対策という面で今回通学区域の見直しを行ったのは妥当だというふうに判断しております。

（諏訪）では、図面、配置図を見ながら質問をさせていただきます。普通教室が新たにプレイルーム、それからPTA室、ほかに通級指導教室を普通教室に変更ということで、もう既に前任者がいろいろ聞いていただいていますので、全て普通教室なのでエアコンが設置されるということと、新たな通級指導教室もエアコンが木工室に追加されるということで、教室としてはいいかなと思うのですけれども、先ほど前任者も質問がありましたけれども、現在は学年ごとに3クラスずつ、ある程度エリアが決まっておりますけれども、これらが、学校長の今後の判断で変わるということなのですが、この辺が大きく変わりそうだと思いますけれども、教育委員会としてはいかがなように予測していますでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、学年の教室の配置については、最終的には学校のほうが検討していくところですが、これまでも学年の配置については影響が少ないような配置をしているような状況を確認しておりますので、吹上小学校につきましても、学年の配置については、これまで同様に学年の取組等に影響がないような配置ができるものということで、今現在、学校のほうが今後新学期に向けて、新年度に向けて調整をしていくものというふうに教育委員会としては考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、大きな教室の移動があると思われるのですけれ

ども、調度品の移動というのでしょうか、例えば今までプレイルームだったところが普通教室、PTA室などが普通教室というふうになることで、その配置物の移動に関して、職員がどのようなときにどのぐらいの人数で必要かというのは計算されていますでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

学校にいる職員の人数に応じて、長期休業等、子どもたちがいない時期に職員等でそういった調度物等の移動をしております。

以上でございます。

(諏訪) ちょっと古い情報で申し訳ないのですが、常光小学校が閉校になったときに、常光小学校で使っていた児童の机や椅子、その搬出に関しては、やっぱり先生方が大変な思いをして運び出したというのを聞いておまして、新たにこういったレイアウトの変更も含めてありますと、教職員のまた大きな労力が必要になるかと思われましますが、その辺は教育委員会としてどのようにお考えなのか伺います。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

常光小学校の引っ越しの際も、教職員の皆様方だけでは負担があるということも承知しておまして、教育委員会の職員も引っ越し等には応援に行くというか、一緒に引っ越し等をしておりますので、大きなものを移動するとき等は引き続き教育委員会の職員も協力をしてまいりたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾) では、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場から討論いたします。

小学校施設維持管理事業、そして小学校ふれあいサポート事業、これは小谷小学校の廃校による吹上小学校の児童数の増加を前提としたもので

す。WHOは、学校は100人規模が適切であるとしています。教室が足りないからということで多目的室も普通教室に変えるとする、また普通教室は増えて児童数も増えますが、トイレは増えない。学校が窮屈な場所になっていくと思っております。これは子どもの教育環境として果たして適切なのかどうか疑問に思います。子どもたちにふさわしい学びの場を行政として提供すべきであるとしまして、この点から本議案に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(諏訪) では、議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)に反対の立場で討論をいたします。

吹上小学校施設改修事業、小学校ふれあいサポート事業、この2つの補正予算が組み込まれたものです。この組み込む必要があったのは、適正規模、適正配置の名の下に小谷小学校を廃校にしたことによる児童数の急激な増加によるものです。ですので、賛成ができません。以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第104号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時33分)



(開議 午後3時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(健康づくり課副参事) 議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明します。

吹上保健センターで実施していた各種健診や健康相談については、利便性の向上や幅広い世代へのアプローチを図るため、今年度から実施場所の見直しを行い、吹上地域を中心とした公共施設のほか、商業施設等を活用してまいりました。また、こども家庭センターの設置に伴い、吹上保健センターに配置していた子育て支援課母子保健担当職員を鴻巣保健センター内に配置したことから、5月27日からは職員2名体制で事務を行っています。その後の窓口等の利用状況を注視してまいりましたが、取扱件数は少なく、吹上保健センターで行っている窓口業務は、これまでも同様の業務を行っている鴻巣保健センター、子育て支援課のほか、吹上支所で行うことが可能と考え、また当該センターは設置から38年が経過しており、施設及び設備が老朽化していることから、令和7年3月31日をもって閉所するものです。ご審議のほどよろしく願います。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) それでは、議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

先ほどは、ご対応いただきましてありがとうございます。実際にちょっと現場のほうを見させていただいて、かなりの老朽化を実感しまして、環境があまりやはりよくはないかなというふうにも実感しました。ただ、いろいろと今説明もいただいたのですけれども、いろんな窓口業務等で市民に不利益にならないかというところを懸念しております。その点で幾つか質問させていただきます。

現在、窓口業務を例えば、例えばというか、妊娠届出と、あと母子健康

手帳の交付については、確認なのですけれども、鴻巣保健センターと子育て支援課の2つの窓口で合っていますか。ちょっと確認で。

（健康づくり課副参事）妊娠届、母子手帳の交付につきましては、現在、子育て支援課、鴻巣保健センター、あと吹上保健センターで行っております。

（高橋）すみません。ごめんなさい。違います。今後吹上保健センターがもしなくなった場合というのが、その窓口業務というのが鴻巣の保健センターと子育て支援課の2つになってしまうということで合っておりますか。

（健康づくり課副参事）母子手帳の交付時には、現在鴻巣市では保健師や助産師等の専門職が面接を行って、妊娠期から子育て支援を行っていることから、母子手帳の交付、母子健康手帳の交付は原則子育て支援課支援担当、鴻巣保健センター内の子育て支援課母子保健担当、あと健康づくり課にて行います。吹上支所での交付をされる場合は、本人の状況等によって日程調整をさせていただいて、随時対応していくという形になります。

（高橋）分かりました。そうすると、今のお話ですと、吹上支所でもし妊娠届出だったりとか、母子健康手帳の交付をする場合というのは予約をしてするということになるということですよ。となると、やはり例えば妊娠したとか、ちょっと保健師さんとかに相談したいとかという気軽に行ける場所というのが、そうなってくるとなかなか、吹上支所だと予約をしてからでないとなかなかできないということになりますか。

（健康づくり課副参事）吹上支所のほうでどうしてもというふうになった場合は予約、面接をするという形になりますので、予約をして、あとは訪問等させていただいて、ご本人の状況とか体調とか確認させていただくというふうになりますので、予約というか、日程調整して対応させていただくという形になります。

以上です。

（高橋）そうしましたら、では現状、直近でいいので、吹上保健センターと鴻巣保健センターで妊娠届出と母子健康手帳の交付件数、あとは直

近でこれもいいのですけれども、保健師、助産師さんに相談の件数を何件か伺います。

（健康づくり課副参事）6月からの体制でお答えいたします。6月から11月までの母子健康手帳……母子健康手帳だけではないのですが、助成金とかの数も含めてになると、母子保健の業務でいうと、1日当たり3件ぐらいかなということで、すみません、直近の母子手帳の数字がお伝えできないのですが、母子保健の業務でいうと1日3件ぐらいという形になって、月平均で21件という形になります。母子手帳に関しては以上になります。

（高橋）すみません。ちょっと答弁漏れがあったみたい。今のは、吹上保健センターの母子健康手帳の交付のみが21件と。では、それに比較するので、鴻巣は何件かというところと、あと交付ではないけれども、保健師さんとか助産師さんに相談に来られたという件数のそれぞれをお伺いします。

（健康づくり課副参事）鴻巣のほうの保健センターのほうは、すみません、数をはっきりちょっと、申し訳ないのですが、ほとんどが子育て支援課、市役所のほうの子育て支援課の窓口での交付がほとんどに今なっております、鴻巣のほうに、保健センターに来る方は本当に数件という形になります。あと、相談件数なのですが、いきなり来る方というのがほとんどあんまりないことから、母子の相談件数とかは地区の担当の者が対応しているので、電話等で予約して受けるという形がほとんどです。いきなり吹上保健センターに来所というのはまずほとんどないかなということになります。

以上です。

（高橋）すみません。私の説明があれば。鴻巣の保健、子育て支援課でもいいのですけれども、助産師さんとか保健師さんに鴻巣に来て相談している件数と、今の吹上で、保健センターでされている件数の比較をしたかったので、それで件数をそれぞれ。直近でいいのですけれども。

（健康づくり課副参事）妊娠に伴う助産師等への相談ということでよろしかったでしょうか。妊娠に伴っての相談というよりは、妊娠届、母子

手帳の交付のときに相談という形で市民の方からされるということがありますが、継続的なこちらが必要がある方とかがその後支援につながっているということが多いので、市民の方が自ら相談に来るとというのが実際はあまりないことが多いでしょうか。

以上です。

(委員長) 鴻巣と吹上の比較をしたいのでしょうか。大丈夫。もう一回。休憩しようか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 6 分)



(開議 午後 3 時 4 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康づくり課副参事) 申し訳ございませんでした。

6月から10月までの母子健康手帳の交付状況で申し上げますと、子育て支援課が288人、鴻巣保健センターが29人、吹上保健センターが55人となっております、そのときに対応しているという形になりますが、それでよろしいでしょうか。

(高橋) ありがとうございます。確かに比較してかなり吹上のほうは少ないのかなというふうに思ったのですが、ということは今回その窓口がもう鴻巣のここに全てに集約するというふうになると思うのですが、吹上の方というのはこちらに届出等というのが来るようになるというふうに思うのですが、やっぱり妊娠中ってすごく体調が悪かったりとか、もちろん当然つわりがあったりとか、お車がない方というのもいらっしゃるのかなというふうに思っていて、そうするとかなり遠くからこっちにそれを来なくてはいけないという。来なくても交付ができるという、例えばオンラインというか、そういったネット上で申請できるとか、そういったものって今はあるのでしょうか。

(健康づくり課副参事) 現在もびったりサービスというものに妊娠の届出が入っております、そちらで申請していただいて、いずれにしても面接等が必要になりますので、一旦申請はしていただきますけれども、

またお会いしてという形になります。面接等。来られない方につきましては、先ほどもちょっと申し上げたのですが、訪問等、こちらから出向いてということもできますので、そういう形で随時調整して対応していきたいと考えております。

（高橋）すみません。何ですか。ぴったりサービス。すみません、もう一度いいですか。ごめんなさい。あと、具体的にそのサービス内容を教えていただきたいです。

（健康づくり課副参事）ぴったりサービスというもので、国のほうでもやっております、市のほうでも幾つか該当して申請するものがあるのですが、そのうちの一つに妊娠の届出というものもぴったりサービスの一つのサービスになっておまして、電子申請とはちょっと違うのですが、同じようにそういう電子でできるような内容になっておまして、そこが妊娠の届けにもなっておりますので、そこで申請していただくことによって、こちらから連絡して日程調整等して面接等する形になります。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。では、その交付の申請に関しては分かりました。

あと、例えば望まない妊娠があったりとか、今若い子たちの、そういったところで相談が気軽にできるとか、そういうことというのが当然できると思うのですけれども、そういった場合もこちらの鴻巣保健センターの窓口と子育て支援課の窓口になる。あと、支所のほうにも電話をすればできるということよろしいですか。確認です。

（健康づくり課副参事）そのとおりです。

以上です。

（高橋）では、すみません、最後に聞きたいのですけれども、やっぱり妊娠されている方って体調が悪かったりとか、結構大変だと思うのです。今中心部のここできれないということで、川里支所でもできなすすよね、今交付とか。川里支所もできな、吹上保健センターもできなくなってしまう。かなり離れた方というのは遠いところから来なくては

いけなくなってしまうのですけれども、そういう面でも市民の方とかの利便性を考えると、オンラインだったりとか、そういうちょっと申請がネットでできるとか、そういったものがあるととても、今回なくなってしまう不安があると思うので、そういったものがありますよという精神面の安心というのも含めてご検討されているのか伺います。

（健康づくり課副参事）川里支所のことでよろしかったでしょうか。吹上支所のことで。

（委員長）いや、川里とか、吹上とか、両方とも含めて。

（健康づくり課副参事）妊娠届につきましては、すみません、何度もちょっと申し上げてしまってあれなのですが、面接等が必要になるので、対応等につきましては、訪問等、随時対応はしていくのですが、現在、両支所につきましてはオンライン面接、面談という環境が整っておりませんので、現在は実施の予定はありません。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

では、本当に最後に確認です。今回なくなってしまうことで市民が不安になってしまうことは一番避けたいと思います。そういう意味でも、精神的な不安、孤立を感じないようにとかというところで、市としてそこをカバーするために対策を考えていらっしゃれば、何があるか。具体的に先ほど言った一例としたらオンラインをやりますとか、ほかに何か考えているものがあるようでしたら伺います。

（潮田）すみません。今のって、この議案はもちろん保健センターなのだけれども、内容的にちょっと子育て支援課に関わる部分なので、これ全部保健センターで答弁してしまうのって難しいものがあるのではないかなと思ひまして、どうでしょうか。それだけちょっと整理していただければいいのですけれども。ちょっと心配があつて。ごめんなさい。確認でございます。

（委員長）高橋委員、健康福祉部内のところで話がとどまるように質問をしていただけたらいいのかなというふうに思ひます。

（高橋）でも、これ……

(委員長) でも、関連しているのだよね。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 5 分)



(開議 午後 3 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課の執行部の復席を求めました。

質疑を続けさせていただきます。

(高橋) それでは、最後にお伺いしたいのですけれども、今回吹上保健センターが移動、なくなるということで、市民にとって不利益にならないために、それは精神的な面も含めて孤独にならないかとかというところも心配しております。そういった点で、例えば母子健康手帳の交付等もそうですし、あとは妊娠した後に、例えば出産に向けてどんな準備がいかどうか、そういう不安なところというのを保健師さん、助産師さんに気軽に連絡ができるという窓口だったと思うのですけれども、そういったものがなくなってしまうというところで、市民にとってそういう不安を払拭するために考えていらっしゃる、今回なくなることによって市民にとって説明はどのように考えていらっしゃるのかというところをお伺いします。

(子育て支援課副参事) お答えします。

従来から、母子健康手帳ですとか妊娠に対応する相談につきましても、子育て支援課のほうで市民の皆様には窓口等案内をしているところです。今回、吹上保健センターが閉所となった場合につきましても、窓口や受付の仕方等についてのご案内は丁寧にさせていただきますし、お電話等での相談については場所関係なく受けられるかと思えますし、こちらに出向いてくるのが難しいという場合は家庭訪問等させていただいて、つながったところから、妊娠期から出産、子育て期にわたっての継続的なサポート、伴走型での相談支援を引き続き丁寧に行ってまいると考えております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。安心しました。

そうしましたら、そういったことを閉所するという前に、大丈夫だよということを市民の方たちにはしっかりと周知していただいて、なので閉所しても大丈夫ですというのもしっかりとやっていただきたいと思うのですが、その方法としてはどういう感じで周知する予定でしょうか。

(子育て支援課副参事) 現在既につながっている方につきましては、担当の保健師等から直接お伝えすることが可能かと思いますが、今後新たに窓口にいらっしゃる方については、健康づくり課等とも連携をして、周知方法については、広報紙やホームページはもちろんのこと、ラインなども使ったご案内を考えていきたいと思っています。

以上です。

(西尾) では、議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。大きく2点ほど質問させていただきます。

まず、前任者の質問にもありますように、やはり保健センターが地域になくなることによって、地域の方々の利便性とか安心感、そういったものがどうなるのかなというところが一番心配なところなのですが、ではお年寄りの方が吹上保健センターを利用するような場面、どういった場面があるかお伺いします。

(健康づくり課副参事) 成人の方、吹上保健センターにいらっしゃることは、健康診査の関係で、はがきの発行ですとか、あとは成人歯科健診の受付とか、そういうことの申請にいらっしゃることがあります。

以上です。

(西尾) 例えばお年寄りの方が健康に不安をちょっと抱えていて、保健センターに相談に行ったりとか、そういう気軽に訪れて何か聞いたりできるような、そういうことはされてはいないのでしょうか。

(健康づくり課副参事) 健康相談等やっておりますので、ただ今年度、吹上生涯学習センターとか、そちらで健康相談の窓口を設置しておりますので、そちらで、会場が吹上保健センターではない場所でも吹上の地域で窓口を設置してやっております。

以上です。

(西尾) さすがに、今日拝見させていただいて、あれだけ老朽化しているところなので、あのままやるのは難しいなと思ってはいるのですがけれども、今おっしゃっていただいた生涯学習センターですとか、そういったところで別の場所でそのような業務を今後も続けていただけるということであれば、地域の方々はやっぱり便利だし、利便性考えても安心だと思えるのですが、それは今後も続けていくという方針には変わりないでしょうか。

(健康づくり課副参事) 今やっている業務、今年度実際にかん検診とか、コスモスアリーナ、吹上生涯学習センターとか、あと商業施設等でやっております。今後も吹上地域で今までやっていたものは吹上の地域のどちらか、公共施設等、商業施設等を考えてやっていくことを予定しております。

以上です。

(西尾) では、2つ目に参ります。

鴻巣保健センターは過去に大規模な修繕を行ったというふうに先ほど見学に行ったときにお聞きしたのですが、鴻巣保健センターの過去の大規模修繕の時期と、その際の費用をお伺いします。

(健康づくり課副参事) 申し訳ございません。正確な数字と時期がちょっと今申し上げられなくて、手元に資料がないので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。すみません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時07分)



(開議 午後4時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(潮田) 先ほど午後見させていただきまして、現地かなり老朽化、もうすごいということでありましたので、これ自体全く反対ではないところでもありますけれども、まず1点確認です。先ほど見ましたら、あそこのところに簡易保険年金積立金還元融資施設というふうに書いてありまし

た。これについては、今あそこの建物自体は、例えばあれを今後どういうふうにするかとかという論議がされるのだと思うのですけれども、そういうような場合に、お金の関係は別にこれ残ってはいないという、残ってはいないというか、普通財産にするとかということが可能なような建物なのかどうか、まず確認したいと思います。

（健康福祉部長）もしかしたら補助金や起債を活用した施設なのかもしれませんが、現在は残っておりませんので、大丈夫でございます。

（潮田）現在残っていないということであれば、使いようとしては行政財産から普通財産になれば比較的楽かなと思うのですけれども、今のところ想定できるような使い方というのは何か論議はされているのでしょうか。

（健康福祉部長）庁内では、公共施設等総合管理計画庁内検討委員会に諮りまして、今後、所管は資産管理課なのですけれども、庁内での活用の利用希望があるかどうかは一回調査をします。利用希望がなければ普通財産に移行して、その後の処分をどうするかというのはまた別の場で検討になります。なので、今後は庁内で利用希望があるかどうかというところを一回調べるという手順になります。

（潮田）先ほども前任者がいろいろ聞きましたので、まずこの建物がなくなることによるデメリットというのが特に何か考えられるものというのがありますでしょうか。

（健康福祉部長）今まであそこに長い間吹上の保健センターがありましたので、地元の方はあそこに目指して行けばというのは確かにあると思います。ただ、この5月以降の件数を見るとそれほど多くはないので、多少目的の場所の変更を意識していただくことはあると思いますが、大きなデメリットはないと考えております。

（潮田）今、市のほうで健康相談というのをやっていますよね。これが鴻巣は保健センターでやっていて、吹上は生涯学習センターでやっておりますけれども、吹上の生涯学習センターでやっているのが年間3回でしょうか。この3回のそれぞれの相談件数というのはどんな感じでしょうか。要は市民の方が吹上のほうで何か健康の相談をしたいと思ったと

きにどのくらいの方がこの吹上生涯学習センターのほうで相談をされているのか伺います。

（健康づくり課副参事）今年度、生涯学習センター、今現在ですと、8月分までの実績で申し訳ないのですが、1回やったのですが、参加の方がいっしょになかったです。実績はそういう形になります。

以上です。

（潮田）8月30日と11月26日と、次が2月10日というふうになっているかと思うのですがけれども、今後、今回保健センターがなくなるということであれば、こういった健康相談というものもちゃんとやっていますよというようなアピールというのにも必要かなというふうに思っています。今後、吹上の皆さんもちろん鴻巣保健センターに来れる方はいけれども、でも自分たちの相談を、お医者さんに行くというよりは、ちょっと相談をしたいというときに、ちゃんとこういうことを設けているよということもアピールする必要があると思いますが、この健康相談は広報では見ることがありますけれども、もう少し皆さんにアピールできるような形をとと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

（健康づくり課副参事）国保のほうの特定健診と、その事後の健康相談等でもご利用いただいております、この日数で示している3日間のほかに、健康診断の後、特別に何日か、健康診断の結果の説明でご相談にいらっしゃる方が結構いまして、日程を新たに設けてやっているというのが何日間かありますので、これ以外の臨時の健康相談もやっております。より多くの方にご利用いただけるよう、周知の方法とかもまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

（潮田）繰り返しになりますが、市民の方に、吹上の方にとっては自分たちの健康が見捨てられてしまうのではないかなというような、そういった不安にならないように、あえて、これはないかもしれないけれども、皆さんの健康については相談窓口がしっかりありますよということをおアピールしていくことが皆さんにとって一番の安心になるかなと思いますので、それについては今後丁寧にやっていくということによいというこ

とでよろしいでしょうか。

（健康づくり課副参事）皆様にご利用いただけるよう、周知のほう等して、丁寧にやってまいりたいと思います。

以上です。

（潮田）健診とかは、今度の小谷小学校のほうにという方向で、場所が小谷小学校のほうを利用するというようなことを聞いておりますけれども、向こうのほうでは特に常設で保健師さんとかがいらっしゃるわけではなくてというふうにもちらっと聞いておりますので、そうなると、でも今後、今健康相談は吹上生涯学習センターでやっているけれども、保健に関して、例えば小谷小学校で日にちを決めて、いつもではないけれども、日にちを決めて、そこに相談に行けばよいというようなことというのは今後考えていくようなことができるもののでしょうか。今は考えていないかもしれないけれども、考えていくことができるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

（健康づくり課副参事）小谷小学校とかで健康相談もやることも一応予定はして検討しておりましたので、その辺についても、よりまた検討していきたいと思っておりますので。

以上です。

（諏訪）では、ただいまの97号について何点か質問させていただきます。質疑通告しているのですが、実際に先ほど現地を拝見させていただきました。老朽化のひどさはかなりなものだなというのは実感しました。老朽化は激しいのですけれども、では鴻巣保健センターと吹上保健センター、どちらが古いのかってちょっと調べましたところ、鴻巣保健センターのほうは既にもう43年です。そして、吹上は38年ということが確認できたのですけれども、同じ市内の目的が同じ施設でありながら、なぜこんなに吹上保健センターは老朽化が激しいのかを一応ちょっと確認をさせていただきますたいと思います。

（健康福祉部長）吹上保健センター、施設の老朽化の原因でございしますが、なかなか専門的に分析をしたことがございませんので、申し訳ございません、はっきりお答えができないところです。申し訳ございません。

（諏訪）公共施設管理計画もちよっと開いてみますと、この調査をした段階では、鴻巣保健センターのほうは更新検討、そして吹上保健センターは継続保全となっております。こういった公共施設管理計画の上からも何かしら本来は行うべきだったのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

（健康福祉部長）公共施設等総合管理計画の評価は、確かに吹上保健センターは継続保全にはなっております。ただ、この評価につきましては、あくまで客観的に見て12評価をしたものでございますので、実際の施設をどうするかと考えるときには、また個別に考える、判断するというものでございます。

以上です。

（諏訪）前任者が、皆さん気にされているのが、やはり吹上地域にあった公共施設、それも健康を増進させ、守っていくところの保健センターがなくなるというところでは、吹上地域の方々からは、やはりちょっと不安になるかなと思うのです。それが実際に今後、生涯学習センターや赤ちゃんの乳幼児健診などがアリーナのほうで行われていくという大前提があつてのことであれば、吹上の地域の方々も幾らか納得はされるかと思うのですが、先ほどお伺いしたときも、吹上地域の方々があえて鴻巣保健センターに来なければできなくなるようには考えていないということなのですが、ここもう一度はっきりと確認をさせていただきたいと思います。

（健康づくり課副参事）吹上保健センター、吹上地域でやっていた事業等につきましては、吹上の公共施設または商業施設等で引き続きやっていくことを予定しております。

以上です。

（諏訪）あと、鴻巣市には食生活改善推進協議会でしょうか、ボランティアさんがいろいろと食事のことについて研究されているところなのですが、いわゆる食改さんと言われている方々です。現在、吹上保健センターでも調理の実習をされている、そして鴻巣の保健センターでもしているということで、実際に食改の方からお話を伺いますと、確かに吹上

は大変なのだけれども、調理室がちゃんとしているということと、鴻巣保健センターのほうは調理室が2階であって、使いづらいというようなことがあるのですが、そういった比較の問題で、どちらを残すというのは変なのですが、どちらも必要なのではないかというのが食改さんのご意見だったものですから、その辺はどういったふうに考えていらっしゃるか、お願いいたします。

(健康づくり課副参事) 食改さんには、確かに鴻巣保健センター、吹上保健センター、どちらも2階なのですが、鴻巣保健センターの調理室は今でもご利用いただいていますのと、吹上保健センターについては5月までご利用いただいております。その後、吹上の食改さんにつきましては吹上の生涯学習センターのほうで活動していただくことを了解していただいております。ほかの地域の方に、田間宮地域ですとか、愛宕地域とか、ほかの地域の食改さんにつきましても、それぞれ地域の公共施設等をご利用いただいているというのが現状でして、吹上の地域の食改さんには説明をしまして、ご了解いただいております。

以上です。

(諏訪) では、最後になりますが、一応がん検診などは、既に今年ユニクスの商業施設で検診車が来て行われたと思っています。その利用状況はどのようなだったのかを最後に伺います。

(健康づくり課副参事) 乳がん検診をユニクスで今年度、今まで1回やっております。利用人数は67人というふうになっております。また、今後、今年度もう一回予定しております。

以上です。

(健康づくり課副参事) 先ほどの西尾委員の質疑についての答弁になります。

鴻巣保健センターのトイレ等の改修工事を令和元年の5月30日から令和元年9月30日まで行いました。金額は3,510万円になります。

以上です。

(西尾) お調べいただき、ありがとうございます。3,510万円でトイレの改修だけでしょうか。

それから、それは、トイレは和式から洋式への改修ということでしょうか。例えば今日見てきたところだと、水漏れによって壁が腐食していたりというところがあったりするのですけれども、そういった改修の必要は鴻巣の保健センターでは生じていないという認識でよろしいでしょうか。

(健康づくり課副参事) トイレは、和式から洋式と、あとそのトイレ周辺についても、1階、2階と改修のほうをしております。詳細につきましては、また、すみません、ちょっと調べないと分からないのですが。申し訳ありません。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(高橋) 議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の一部を改正する条例は、現在の吹上保健センターが老朽化しているため、廃止に伴い、最新の設備やサービスを整えるよい機会になると考えられます。廃止することが決して市民に不便をもたらすものではなく、むしろ新しい機会や利便性を提供するものであり、市民にとって利用しやすい保健センターをつくることで保健センターの役割をより効果的に果たすことに期待をしまして、賛成討論といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第97号 鴻巣市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時28分)



(開議 午後4時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級))続きまして、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和7年3月31日の小谷小学校の閉校に伴い、現在川里ふるさと館内に設置している鴻巣市立教育支援センターについては、利用者の利便性の向上及びよりよい教育環境の整備に向けて小谷小学校内へ移転するため、条例の改正を行うものです。

内容につきましては、教育支援センターの住所を令和7年8月1日に小谷小学校の住所に変更する改正となります。ご審査のほどお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(高橋) それでは、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

今日現地のほうを見させていただいたのですが、いろいろな配慮がされた授業等していただいて、先生方の配慮というのもすごく感じたのですが、その中でちょっと印象に残ったもので、体験の授業というのですか、近くの畑を使った体験の場があるとか、調理実習で近くにサツマイモの御飯を作りに行ったとかと、そういう説明も受けました。すごくいいなと思ひまして、そういったものというのは、今回吹上のほ

うに、小谷小に移った場合というのは、そういう授業というのはなくなってしまうのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。小谷小の移転後の計画につきましては、学校内に花壇ですとか、そういった農園というものを敷地内で、そういった今既にあるものをL e t ' s 教室のお子さんたちのそういった農業体験に活用できるというふうに考えておりました、あわせてまた調理実習につきましても、今指導員の先生の中に家庭科の教員の先生だった方が入っていらっしゃいますので、大変内容としても充実したものもございますが、今年度、健康づくり課の管理栄養士の方に出前講座で来ていただくなど、いろいろ庁内外で連携をしまして、そういった不登校の方のやはり健康に関する関心を持っていただいたり、体験を増やしていくというところでは、また連携をして、そういった体験授業といたしますか、そういった行事を行っていただければと考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。よかったです。小谷小のほうに移転することに関しては、学校ですので、環境としては整っていて、私は賛成のふうに思っているのですが、そういったもので今やられていることができなくなってしまうことがあるかなと思っていたので、安心しました。

あと、利用している方で、ちょっと利便性というか、保護者の方のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、送迎されていて、やっぱり大変だという声を聞きます。バスで中学生等は行けるということもあるのだと思うのですけれども、今回またそちら、吹上のほうに移転することによって送迎ももちろん当然出てくると思うのですけれども、そういったところで保護者の方の負担というか、そういうもの不安が出てくるのではないかなというふうに、さらに出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、先日、本会議のときに電車に乗って中学生は行けますという話もありました。でも、小学生はやっぱり送迎が必要になると思うのですけれども、そういったところというか、保護者に丁寧な説

明が必要になってくるかなというふうに思っております。その辺は、何か説明会等とか、そういうものというのはいま今の段階でいつやりますとか、そういうこともしっかりやりますというのが決まっておりますから伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回の条例の改正のほうを経まして、現時点ではやはり確実に小谷小へ移転するというふうな、いろいろな準備は実は裏では進めてはおりますが、ご承認いただけていないというところがございますので、今回の条例の改正に基づきまして、今後、今ご利用のお客様に対してのご説明という、特に今適応指導教室へ通っていらっしゃるお子さんの保護者に対しては必ずご説明もしたいと思っておりますし、場所の移転についての市民の皆様への周知のほうも丁寧に事前に行って、ご不便のないようにということでご案内をしていきたいと考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

そうしたら、保護者の負担のところでもう一点気になるところが、給食のことも今日お話出ていました。今のところは午前中だけなので、給食を食べたい生徒さんがいると、保護者の方が学校のほうにお連れして、給食を食べる子もいますと。あとは、帰る子もいると思うのですけれども、今回は一日、午後もありますというお話でした。本会議のときかな、給食はあるのですかというところで、ありません、お弁当をというふうな答弁がありました。先ほど言った送迎等で保護者の方も大変という中、さらに給食がないというか、お弁当を作らなくてはいけないというところが家庭に負担がかかってしまうのではないかなと。準備等も大変だと思いますし。そこで、給食は多分、人数が少ないので、給食室を稼働させてするというのはちょっと想定しにくい。大変だと思いますし、そこはまだいいのかな、人数に伴ってからでいいかなとは思いますが、とはいえ、やっぱり学校給食法のあれでも、義務教育諸学校に関しては対象で、学校給食法というのは、子どもたちに対して栄養バランスの取れた食事を提供するというのが食育面の教育として必要だと思

うのですけれども、そういった点から給食の提供というのは議論されたのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今まで適応指導教室、L e t ' s 教室が今の場所に設置されて、平成22年度からの設置になります。今まで様々な状況の中で午前中ということで実施をしてきまして、給食の提供については、いろいろ長い間ご質問もいただき、そういう中での検討もされてきた中で、午前中の開催ということで続けてきているというふうに聞いております。また、今回午後の開催を検討している中での給食の提供というのは、やはり当然、果たしてできるのだろうかというふうな検討は、やはり協議といたしますか、部内での話題としては上がってきたところです。今、結論といたしましては、給食の提供というのが、利用人数ですとか、やはりなかなか、来たいと思っているのだけれども、なかなか来れない、本当にL e t ' s 教室のほうに1日やっとなら来たと、でも次の日はお休みするというふうな状況の中で、やはり安定的に継続して給食というご利用いただくことが困難なお子様方というふうな状況が背景の一つはあるかと思うのですが、あわせて今委員さんのおっしゃったように、小谷小は給食施設があるかと思うのですが、そちらのほうを稼働するというふうなところでのやはりボリュームといたしますか、そういったところの兼ね合い等の中で、一旦は、もし午前からご利用になって、午後も通しで使いたい方については、まずはお弁当をご持参いただいといるところでの事業設計というところで今考えているところです。もちろん逆にお弁当を持って午後からご参加もいただけるといいますし、その辺りはちょっと今後ご利用の間口を広げて、いろいろな状況の不登校の方がいらっしゃるの、そのご利用に関しては柔軟に考えていきたいとは思っているのですが、給食の提供につきましてはそのような形で、議論としては話題としては上がったという状況でございます。

以上です。

（高橋）丁寧な説明ありがとうございます。議論に上がったということは、可能性としてもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、や

やはり学校給食って栄養バランスだけではなくて、みんなで同じ給食を食べるといふところでも思い出の一つにもなりますし、そういった点でもとても大切かなと思います。給食室を稼働するということではなくて、例えば衛生面の部分も出てくるかもしれないのですけれども、近隣の給食施設から持ってくるとか、何か方法をできれば、そういうことができれば、そういう給食提供というのもできたらいいのかなというふうに思いますので。あとは、もう一点は保護者のやっぱり負担というのがとても大変だと思うので、そういうところも含めて検討していただきたいと思います。その辺りを議論していただければいいのかな、ご意向を伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））ありがとうございます。やはり保護者の方もいろいろな、お仕事されていたり、おうちで家庭で食卓を囲むというふうなことがなかなか、そろそろことがもう難しいような中で、なかなか学校に足が向かないお子さんがLet's教室をご利用いただくというふうなところで、食事ですとか、栄養ですとか、そういった食育の非常に大切さというのを認識はしているところでございます。今後その利用状況の中で、やはり今度一つ方向性としてはぜひ間口を広げて、午後も開催したいと。そういう中での食事の提供というふうなところにつきましては、引き続き議論のほうをしていけたらと思っております。ありがとうございます。

（高橋）もう一点、一番大事なことなのですけれども、移転することで今利用されている生徒さんが、やっぱり環境が変わるといふことで、とても不安になると思うのです。一例でちょっと、例えばちょっと学校のお友達との関係等がうまくいかなくて、環境が苦手な子というのが現在でも、例えば校長先生等が声をかけてくださって、中学校に上がる時とかに事前に見学というのをセッティングしてくださって、校内を回って、ここはさわやか先生がいるのだよとか、こういうお部屋があるのだよとかというのを、環境に慣れさせるというトレーニングというのですか、そういうものを個別でやったださっている事例というのをお聞きしました。とてもすごくいいなというふう思っております、今回当然

移転しますよとって少しずつ環境に慣れてもらうということもですが、事前に少しずつ、そういった点で何か子どもたち不安にさせないように、保護者のことも含めて、そういったところの何か配慮みたいな、そういう計画みたいなのも考えられているのかどうか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今委員さんにご提案もいただきまして、ぜひそういったところも含めて、実際小谷小が閉校されてから1学期の間にどんどん整備のほうも進めていくところなのですが、お部屋のほうの整備が整いまして、実際2学期が始まるタイミングでまたLet's教室のほう、小谷小のほうで再開をいたしますので、そういったスケジュールの中でぜひ事前に御覧いただいて、安心して通級していただけるような配慮というのをちょっと考えてみたいと思っております。ありがとうございます。

（高橋）では、最後になります。小谷小の放課後児童クラブが、長い期間、夏休み等でも検討しておりますというのを本会議のときに答弁がありました。あと、近隣の地域の方の利用も考えておりますというふうなお話もありました。例えば校庭等というのですか、サービスが重複するようになると思うのですけれども、その辺りの安全性とか、利用の制限とか、そういったところとかというのは、スケジュールとか計画みたいなものというのもなされて、複合的なサービスをするというふうにされたのかどうかだけ、ちょっと伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今ご質問いただきました教育支援センター以外の活用につきまして、校庭ですとか、体育館ですとか、あと今1階部分の他機関の利用につきましては、今幾つかの課題を整理して話合いはしているところ、移転を想定して話合いをしているところなのですが、そういったところも今後調整して、スムーズなそういう活用につきまして調整をしていきたいと考えております。

以上です。

（西尾）では、議案第98号について、大きく分けて2点質問させていただきます。

まず、1点目なのですけれども、令和4年度、令和5年度における市内の小中学校別の長期欠席の児童生徒数、それからそのうちの不登校の児童生徒数、それぞれ何名かお伺いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時56分)



(開議 午後4時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

申し訳ありません。学校ごとの数については、ちょっと申し訳ないのですが、今……市内の令和4年度、5年度の小学校、中学校の不登校児童生徒数、また長欠数についてお答えします。不登校の状況につきましては、令和4年度につきましては小学校32、中学校179、合計211。令和5年度につきましては、小学校61、中学校161、合計222。

続きまして、長期欠席についてお答えいたします。小学校、令和4年度は33、令和5年度は36。中学校につきましては、令和4年度が110、令和5年度が113でございます。(令和6年12月10日午前11時49分開催文教福祉常任委員会会議録P.1「令和4年度は小学校97人、中学校213人。令和5年度は小学校156人、中学校は215人でございます。」に発言訂正)
以上でございます。

(西尾) そうしますと、特に顕著な数字の動きというのが、令和4年度と令和5年度で小学校の不登校児童が令和4年度が32名だったのに対して、翌年、令和5年度が61名と、ほぼ倍増しております。ちょっとお伺いしたいのは、教育支援センターのほうにも通っていない、つながっていない、それから学校にある通級指導教室にもつながっていない、それからフリースクールにもつながっていないお子さんが、中学生も含めてかなりいるのではないかなと推察しているのですけれども、そういったお子さんたちへのアプローチは、教育委員会、それからこども未来部のほうでそれぞれされているのか、もしくはまた連携しながらやっているのかどうかお伺いします。

(学校支援課長) お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、なかなか学校とつながりにくいお子さん、家庭、またこちらの教育支援センターともなかなかつながりづらいというようなご家庭、また児童生徒さんが一定数いらっしゃるのには教育委員会として当然把握しております。子育て支援課さんと連携しながら、本市の教育支援センターのSSWが定期的にご家庭のほうを訪問させていただきながら、つながろうと、なるべくそういったご家庭とつながりを持って支援させていただきたいということで、連動して動いているところではございます。

以上でございます。

(西尾)学校とか何らかの通級指導教室(令和6年12月10日午前11時49分開催文教福祉常任委員会会議録P.1「適応指導教室」に発言訂正)とかに通うことが、出てこれることがそのお子さんにとってよいこととは必ずしも言い切れない点はあるかと思えますけれども、この人数の多さからすると、今後教育支援センターに通う可能性のあるお子さんはかなりいらっしゃるのかなというふうに推察しております。

ちょっとお伺いしたいのですけれども、小谷小学校に教育支援センターが移転した場合、北鴻巣駅から徒歩で中学生が通うことになるというふうに、おとといの本会議のほうでの答弁にありました。中学生が教育支援センターに通うとなると、行き帰りの通う時間帯というのはどうなるのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。今現在のふるさと館の適応指導教室の開始時間につきましては、今日ご案内いたしましたが、9時半から11時45分ということで、フラワー号の発着に合わせて時間を組んでおりまして、今もしこれで小谷小に移転した場合のフラワー号の時間につきましては、時間が少し遅れる感じのスタートになるのですが、大体10時くらいの開始で、2時間ぐらい教室の運営を行いまして、その後のやはりフラワー号の時間に合わせるような形で時間を少しずらす、まず午前中はずらすような予定でございます。午後につきましても、お昼過ぎぐらいから午後の部を始めまして、遅く

とも3時ぐらいにバスに乗って帰っていただけるような、そういった午後後も2時間程度の時間の午後の開催というのを検討しているところがございます。

以上です。

(西尾) となりますと、北鴻巣駅から徒歩で小谷小のほうに通うということではなくて、北鴻巣駅からフラワー号で通うということを想定していらっしゃるということでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。今回、JR沿いといいますか、JRからのアクセスというのが可能になってきまして、今のふるさと館はちょっと徒歩は難しいですので、そういったところを考えますと、徒歩または、お近くの方ですと自転車というのも可能ですし、フラワー号を使つての通級も想定をしているという、選択肢としては1つ増えたというふうに考えております。徒歩を推奨しているものではございませんが、やはり徒歩、もしくは定期的に通えるようになれば自転車を使うという方法もあるかと思っておりますので、1つ選択肢としては増えて、利便性としては上がってくるのではないかというふうに考えております。通いやすい方法で来ていただけたらというふうに考えております。

以上です。

(西尾) バスに乗るか徒歩になるかはそれぞれのお子さんがご自分で行きやすいほうを選ぶのかと思うのですけれども、私がちょっと懸念していますのは、北鴻巣駅から徒歩で教育支援センターに通うとなると、小谷地域から赤見台の方面の小中学校に通う児童生徒さんと擦れ違うわけですから、そのところで通うお子さんに心理的に負担を与えないかなというところを少し懸念しているのですけれども、そういったところの配慮は、開始の時間とかで配慮はできるのかなと思うのですが、そこら辺はいろいろ話合いはされているのでしょうか。そういった懸念事項については。

(学校支援課教育支援センター所長(副参事級)) お答えいたします。朝の時間につきましては、大体10時開始なので、通学のお子さんとは時

間はずれておりますし、あと午後、大体午後開催するとしたら2時間ぐらいはちょっと私どももやりたいなというふうに思っておりますので、大体12時半から2時半くらいまでということで、バスもしくは徒歩でお帰りいただくとしたときに、小学生ですと高学年の方とはかぶらないかなというふうなところでは、時間的に交差するといえますか、そういったことは少ないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）議案第98号で3点ほど質問したいと思います。移った後のことについての質問といたします。

小谷小の駐車場、2つに分かれているわけなのですが、そんなに量が置けないような駐車場というふうに私は認識しております。また、入り口も狭くて大変使いづらい駐車場かなと思っているのですが、その辺を今後どのように考えているのかお聞きしたいです。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。

小谷小での来年度からの業務開始に向けた現時点での課題としましては、委員さんおっしゃるような教職員の研修、それから各種健診等、通常のご相談ですとそれほど人数はいらっしゃらないので、現状の駐車場でも足りるかと思うのですが、やはりたくさんの方がお見えになるような事業も想定しておりますので、そういった場合の来場者の駐車場が不足することというのは部内でも想定をしているところでございます。今回の条例の承認をいただきまして、3月議会における令和7年度当初予算におきまして、教育支援センターの運用開始に間に合うよう到来者用の駐車場の整備ができればというふうに提案を考えております。駐車場の場所といたしましては、現在の校庭の芝生にはかからないように、今校庭側の昇降口の前のところを活用しまして数十台の車の駐車場というのできるのではないかとというふうに今検討をしているところでございます。

以上です。

（芝寄）今、新しく造る予定だという場所というのは、そこに進入するには、東側の細い道、昔お店があった前の道、あそこを入って行って中

に入るというイメージでよろしいのですか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今おっしゃった道なのですけれども、そこから校庭といいますか、学校の敷地内に入るところがアコーディオンの扉に今なっておりますが、その部分から車がスムーズに入れるように、その花壇といいますか、ちょっと乗り上げてしまうような部分というのも車が通れるように、ちょっと敷地内を削るといいますか、そういった形で整備して、スムーズに駐車場に出入りができるようにというふうな、今そういった想定といいますか、構想もございます。

以上です。

（芝寄）では次、先ほど駅からの交通ということでフラワーバスの話が出たのですけれども、停留所が一番近いところで上新田という停留所になるのかなと思うのですけれども、若干ちょっと距離もあるし、フラワーバスが小学校の前を通らないルートになっております。今後、フラワーバスのコースも含めて、停留所も含めて検討していくのかお聞きしておきます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今フラワー号の利用のコースなのですけれども、秋桜高校前というバス停で下車をしていただいて、そうしますと三、四分というところで、比較的何とか歩けるかなというふうな距離のところ、秋桜高校前で降りていただいてというふうな動線を今想定をしているところでございませぬ。教室の開室時間をバスの時刻表に合わせる方向で今企画をしているところなのですが、今の徒歩の時間的な部分を考慮して、新たにバス停を設置するというところは現時点では考えてはおりませんが、ただバス停をつくる話はやはり、本当に目の前でとかそういったところは、話題としてはやはり実際議論の中では出ているところでございました。来年度のちょっと利用状況を見ながら、必要に応じてちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

（芝寄）では、次に移らさせていただきます。

移る場所が2階、職員室のある部屋等になるのかなと思うのですが、どのくらいのボリュームで、2階だけで足りるのか、今日見学した中見ると、かなり教室等個別の箱が必要かなというふうに感じるのですが、どのような利用状況を想定しているのか、校舎の中で、お聞きします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。教育支援センターは、小谷小移転後、2階と3階部分を教育支援センターとして活用する予定を立てております。具体的には、今日委員さんに見学といたしますか、視察に来ていただきました事務所のある本館、L e t ' s 教室のある本館のほうは2階に入るイメージでございまして、職員室を事務室に替えまして、そのほか2階にございまして、今職員室の奥に図工室がございまして、そちらのほうをL e t ' s 教室に転換をしまして、そのほか校長室ですとか教育相談室といった、そういったお部屋を相談室のほうに替えていくことを今計画しております。

また、3階部分なのですが、3階部分、図書室があるかと思うのですが、こちらのほうを……ごめんなさい、ちょっと話戻りますが、3階に東館、今日見ていただいた、後半見ていただいた広い会議室のある、あちらのほうのフロアを3階に持っていくようなイメージでございまして、会議室はやはり広いお部屋が必要ですので、今のところ図書室を書架を整理しまして広いお部屋としまして、そこを会議室に使うようなイメージでございまして、普通教室もそのほか幾つかございまして、奥のほうで見ていただいた幼児のプレイルームですとか、学びの教室という、あの辺りのお部屋を普通教室のほうに落とし込んでいきまして、東館のボリュームを3階に持っていくような構想を立てております。今のところ、その割り振りで大体うまくはまるかなというふうに考えてございまして、もしもちょっと相談がすごくたくさん入ってお部屋が足りないといった場合は、1階ですとか、あと4階もございまして、エアコンも入っておりますので、そちらのほうも活用しながらというところで、まずはちょっとそういった形で始めたいと考えております。

以上です。

（芝罘）では、最後の質問で、これから決めるのでしょうかけれども、小谷小ではなくて、今度呼び名はどのように変わっていくのか、どういうふうに予定を立てているのかお聞きします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））鴻巣市立教育支援センターという名前で、小谷小の跡地を教育支援センターという名前で移転を計画をしているところでございます。

以上です。

（芝罘）先ほど前任者から出たように、これからフリースクールなりなんなり、いろいろなものをちょっと検討しているという中で、では当初スタートは教育支援センターという呼び名で通していくという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））おっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）今日現地を見てまいりました。これを見てきて、まず確認でございます。あそこの場でも確認いたしましたけれども、今教育支援センターとして存在する全てのものがこの小谷小学校に行くということ、ただ収蔵室だけは違うということでありましたけれども、まずそれをもう一度確認したいと思います。収蔵室以外は全ての機能が小谷小学校の跡地のほうに行くということによろしいのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））おっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）そういたしますと、収蔵室が残るということではありますが、そこには今入っている教育支援センターの機能、あそこの場所が空いてしまいますから、そこに鴻巣市のほかのものが収蔵されるような方向ということになってよろしいのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。現時点では、教育支援センター移転後のふるさと館の具体的な活用法というのはまだ今定まっていない状況でございますが、移転につきまして

公共施設等総合管理計画庁内検討委員会に諮ったときに、継続検討事項ということで上げられております。教育委員会といたしましては、例えば今委員さんのおっしゃったように、現在も大きな収蔵スペースがございまして、伝統的な物品や書物が収蔵されておりますので、このまま収蔵庫としての活用ですとか、あと図書館についてはエアコンも修繕を行うこととしておりますので、今回の条例改正でお認めいただけました場合は、これまで地域の方々や一般質問等でいただいたご意見も踏まえて検討をしていく予定でございます。

以上です。

（潮田）収蔵室が残るということは、あそこはそのまま教育委員会の部署、部署というか、建物、施設ということになるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））現時点では、教育部でその跡地の活用につきまして検討していくということで、今の時点では教育部の持ち物といえますか、そういったお考えでよろしいかと思えます。

以上です。

（潮田）本日も行かせていただいた中で、相談室が幾つかありました。相談室って、やはりあんまり広いよりは、個別な相談も多いですから、小さい必要があるかなというふうに思っておりますが、今の小谷小学校の場所ではちょっと一つ一つの相談を受けるのには、普通教室とか非常に広過ぎるかなというふうに思っているのですけれども、そういったことを考慮すると、今回の教育支援センターが移ることで、改修工事等が予算的にはどのぐらいかかるというふうに想定をしているのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。現時点で、小谷小学校の移転につきまして、大きな改修をするというよりも、今の既存の学校の施設を生かして、活用して業務を行っていくというふうな想定でございます。少し改修といえますか、今日御覧いただいたプレイルームという、お子さんが、カーペットが敷いてありまして、ピンク色のお部屋ですけれども、ああいった形で少し動きの大きいお子

さんがお部屋の中で壁にぶつかったり、角にぶつかったりとかということをしないうにということで、補強したり、マットを敷いたり、そういった備品の購入ですとか、机や椅子ですとか、備品につきましても小谷小さんのものを使っていく予定でございます。それで、大きな修繕は予定はしておりません。

以上です。

（潮田）私が心配をしているのは、小さいお部屋が必要かな、パーティションだけだとなかなか音が漏れてしまうかなというふうに思っていて、その教育支援センターは今やはり相談業務というのが非常に多いかと思うのですけれども、安心して相談ができる空間というのが今現在の教育支援センターでは大きいかなと思っているのですが、そこら辺の意味での改修、パーティションだとか、安心して相談できるスペースというのがどのようにできるのか、どのように考えているのかを伺いたいのですが。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今、2階と3階部分で教育支援センターのほうで専有しまして、その部分で主に業務を行っていくというところでございますが、お部屋のほうは教室が空き教室もございまして、そういった意味では物理的な距離を取ることでほかの方にそういう聞かれないですとか、静かな環境で、今日も御覧いただきましたが、ウィスク検査をやりたいとか、そういったところでのプライバシーの確保ですとか、そういう音に対する配慮というのは行っていけると考えております。限られた環境の中での工夫となりますが、小谷小でのそういったお部屋のほうを活用しながら業務のほうを行っていたらと考えております。

以上です。

（潮田）すみません。私、広さの問題を言っているのですけれども、それについてちょっと答弁いただけますでしょうか。要は、普通教室って結構広いので、そこで相談をするというのがちょっと、いわゆる相談というのはある程度の狭いことによる安心感と言ったら変ですけれども、教室でやるというのはちょっと広過ぎるかなというイメージがあるので

すが、そういったような小さいお部屋を用意はされているということになるのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

現在、教育相談室を想定しておる部屋が3つございまして、現在の校長室と事務室と、あと教育相談室という部屋がございます。委員おっしゃるように教育相談というのは非常にスペースというか、広さというのも大事なポイントかと思いますが、3つそれぞれ大きさが違っていて、校長室がいわゆる大変広い教室というか、普通教室と同じぐらいの大きさなのですけれども、そこは広い余裕を持った部屋として想定しておって、事務室はその半分の大きさですので、また教育相談室も非常に小さい部屋です。この2つがそういった特に狭いというか、ある程度のスペースが凝縮された部屋のほうが落ち着くお子さんもいらっしゃると思うので、そういったときにはそういうお部屋を、またちょっと広いスペースを用途によっては使う場合もありますので、そういった場合は旧校長室というか、現在校長室で使っているお部屋を運用するような想定でおります。

以上でございます。

（潮田）すみません、今校長室って1階ではなくて2階にあるのでしたっけ。2階にある。ということであれば了解いたしました。

昨日の答弁の中にもあったかと思うのですが、一昨日ですか、吹上秋桜高校との連携というのが出ていたかと思うのですけれども、どのような連携をするということになるのか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。吹上秋桜高校につきましては、今既に適応指導教室の事業とのコラボと申しますか、こういった連携ができるかということ令和5年度から情報交換というのをさせていただいております、通常ですと3年生のお子さんが学校説明会に行くところを、ほかの1年生、2年生のお子さんでも受け入れていただいたり、体験授業のほうをさせていただいたりといった形で令和5年度から少しちょっと連携というのを始めさせていただいております。やはり非常に個別に丁寧にお子さんたちに関わってい

ただけるといふふうに学校様の評判のほうも聞いておりますので、また秋桜高校につきましてもやはり不登校の経験を持つお子様も多く通学されているといふふうにも聞いておりますので、そういった私どもでもそういう不登校の相談をお受けしている方、それからL e t ' s教室に参加している方につきましてもやはりそういった個別の支援というのを、ノウハウというのをまた連携しつつ、またそういった事業を通じての参加ですとか、情報交換を通じて連携をしていきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

この教育支援センターがまるっと小谷小学校のところに移るということで、子どもたちの安心の場になるということがきっとメインなのかなというふうに思うのですが、その安心という意味では、ここに放課後、夏期とか長期休みの放課後児童クラブが入るといふことだと思ふのですけれども、その放課後児童クラブとかといふのはそういう長期の休みのときだけなのでしょうか。それ以外のことも考えている状況。どういう形を放課後児童クラブのほうとしてはやるのでしょうか。放課後児童クラブはいないのか、今。

(こども未来部副部長) お答えいたします。

今小谷小学校のほうで考えているクラブなのですけれども、長期のみを考えております。

以上です。

(潮田) そうすると、この小谷小学校のところにほかにも、子どもの安心という意味では、健診、乳幼児健診が入るといふことでありました。乳幼児健診等が入る、でもそこには常駐する保健師とかがいるわけではなくて、そうするとふだん2階、3階が教育支援センターだけれども、1階には通常のおときはいないといふこと、こども応援のほうの放課後児童クラブも通常はあるわけではない、また乳幼児健診のほうも通常のおときはいないといふことになるのか伺います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今回、小谷小のほうを利用させ

ていただいて、乳幼児健診のほうもそちらのほうで利用していきたいなと考えております。保健師のほうの常駐なのですけれども、健診のときに利用するという方向で考えておりますので、常駐は考えておりません。以上です。

（潮田）今健康福祉部もいらっしゃいますので、健康福祉部のほうでやっているがん検診とかというのは、小谷小学校の跡地では使うような方向は考えているのでしょうか。

（健康づくり課副参事）健康づくり課でも実施しているがん検診等、こちらの事業につきましても小谷小学校で実施することを検討しております。

以上です。

（潮田）でも、その小谷小学校のところには常駐する職員というのはいらっしゃるのでしょうか。

（健康づくり課副参事）常駐する保健師等は予定しておりません。その事業のときに事前に行って行うというような形になります。

以上です。

（潮田）ただいまの答弁からすると、この旧、旧というか、小谷小学校跡地というのは教育支援センターの職員の方のみが常にいるという状況になるかと思いますが、あそこの管理全体を教育支援センターで担うということによろしいのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））そのとおりでございます。

以上です。

（潮田）そうすると、今あそこの小谷小学校の芝生の管理というのは、すみません、学校によって管理の仕方全部違いますので、確認をしたいのですが、あそこの管理は地域の方がされているのか、業者がされているのか確認したいと思います。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

地域の団体の方にご登録をいただきまして、委託の契約をさせていただき、管理をしている状況でございます。

以上です。

（潮田）地域の方からすると、やはり小谷小学校への思いがすごく深い方たちが、結構小谷小学校は早い段階で芝生化できたのだったかと思います。市内で2番目だったかな、笠原小の次ぐらいだったでしょうか、結構早い段階で地域の方が手挙げをしてくださってできたような記憶があるのですけれども、そうすると今回の教育支援センターになるよということもその今管理をしてくださっている地域の方は了解をしてくださっているということでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

小谷小学校の芝生につきましては、地域の方に管理をしていただいておりますが、引き続き、現在笠原小につきましても閉校になっておりますが、笠原小も同様に当時の方に管理をしていただいておりますが、今後の小谷小につきましても同様に管理を継続していただきたいというふうに考えておりますが、こちら今回お認めいただいた際には、またそちらについても調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）地域の方たちの本当に地域に対する思い、小学校に対する思いというのが深いから、あそこをやってくれたという何か経緯があったというのをすごく思っておりますので、どうかそこら辺は丁寧にやっていただかないと、こっちとしてはやってもらうという思いでいても、なかなか難しい、使い方をよく理解していただかないと難しいかなというふうに考えておりますので、質問させていただきました。

すみません、もう少しのところが、今回5歳児健診の件につきまして、先ほども現地を見させていただきました。教育支援センターのほう見させていただきました。5歳児健診の後の学びの教室とかというのも見させていただきましたけれども、この学びの教室もこちらでやるようになるということではありますが、そこら辺の学びの教室とかというのを、今まで川里だったから月に1回来ることができた親御さんたちが、こちらのほうに移ることで公共交通機関だとか、車だとかの送迎とかに支障があるようなこと、今いるお子さんたちは今度1年生になる子たちになる

のかな。だけれども、次のお母さんたちのほうへの配慮というのはどのようなふうを考えているのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））現状の状況を基にの回答となりますが、やはり小さいお子さんを一緒に連れて、学びの教室といいますと、お子さんだけではなく、未就学児、年長さんなので、親御さん、特に両親で3人でいらっしゃる場合が多いのですが、そうしますともう本当に今現状ふるさと館にはお車でいらっしゃる、ほぼ100%お車のご利用でいらっしゃる状況でございまして、そういう駐車場の整備も含めて、今度小谷小のほうにご利用いただく場合も十分にそういった駐車スペースですとか、来場者の方に配慮してご利用いただけるというふうに現時点では考えております。

以上です。

（潮田）それでは、今教育支援センターで発達相談を受けている件数、これすごく件数が多いというふうに聞いておりますけれども、そのうち就学相談に関わる年齢前のお子さんの相談というのが何件くらいあるか伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今、未就学のお子さんの就学前の相談の件数としましては、ちょっといろいろな数字が入ってございまして、今保育所、幼稚園は保育課さんと連携して、事前に園の様子を、お子さんの様子を見に行ったりする、そういった中でのご相談をお受けしたりする人数も入っておりますが、今未就学児の相談の件数としましては600件、令和5年度で600件くらいというカウントをしております。

以上です。

（潮田）その600件というのは延べだと思っておりますけれども、実質人数というのはどのくらいになりますか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今の相談者の件数の捉えが実人数ではなくてやはり相談件数でちょっと計上しておるところでございまして、ちょっと実人数ではお答えができない状況でございます。申し訳ございません。

（潮田）実人数では正確な数字は分からないということですが、すみません、肌感覚で大体どのくらいって、ちょっとイメージが湧かないので、どのくらいになるのか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今、別の実績の数字を、大体の概数なのですけれども、学びの教室に参加しているお子さんが12人から13人ぐらい例年いらっしゃいまして、それと別に通常級か特別支援学級かを悩んでいる方の先ほどお話をしたのですが、そういったご相談というのを別に受けておりまして、そうしますと学校に見学に、進級の見学をしたりしているお子さんがいらっしゃるのですが、そういった方、それから特別支援学校のほうも検討されている方という人数が例年大体三、四十人ぐらいいらっしゃる状況になりますので、こういった方々については繰り返しのかなり具体的なお相談を受けているという印象がございます。ちょっとはっきりした数字ではなくて申し訳ございません。

（潮田）分かりました。

最終的にこれ令和7年の8月からということでありましてけれども、教育支援センターが移るとというのが8月からということでありましてけれども、これ今議会で議決をしたら、なるべく早く皆さんにお伝えをしたほうがよいかと思うのですけれども、いつぐらいから親御さんたちも、これは教育支援センターが移るということは、教育の部分だけではなくて子育てのほうだったりとかのほうにもすごく情報としてはお伝えすべきことであるかと思えます。また、これが子育てのほうであり、また障がい児教育、障がい児の療育の部分でも必要になってくるかと思うのですけれども、いつの時点でこれは周知をスタートするということになるのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））今回条例の改正の後に、3月に新年度予算のご審議をいただくという予定がございまして、こちらの中に教育支援センターの移転に関する費用も含まれてございます。そういった議決を頂戴した後に、新年度、1学期の期間はふるさと館での業務となりまして、1学期が終わりまして7月下旬ぐらいから8

月の上旬で引っ越しを今検討しているところでございます。そういったところがございますので、ある時点で業務を、メインを向こうに持っていくという日にちを決めまして、例えば電話番号ですとか、ホームページの周知ですとか、この日から教育支援センターが移りますというふうなところをできるだけ早い段階で周知のほうをいろいろな方法でしていきたいと思っております。具体的にはやはり新年度明けてからの周知になるかと思うのですが、ただ適応指導教室に参加されている方の来年度も通級されるご予定の方につきましては、少し早めのご案内というのが必要なのではないかというふうに考えております。

以上です。

（潮田）この質問させていただいたのは、結局はひなちゃん子育てガイドブックとかにも相談をする場所というのが案内があります。そこには教育支援センターという欄がありますけれども、そこに今後移転の予定とかというようなことが令和7年度のほうのには載せることができるのか。要は、皆さんが教育支援センターに相談というふうになったときに、電話番号も当然変わりますよね。そうになってしまうとお母さんたちとしてはどうしたらいいのかなと分からなくなってしまうかなと思いますので、その意味で早く整備をしておく必要があると思っておりますけれども、こども未来部のほうとしてはいつぐらいまでにはそういうのが確定してほしいとかという、何かそういう日程的なもの、スケジュール的なものとかというのはあるのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）子育てガイドブックの校正になりますが、例年最終校正が1月頃となっておりますので、やはり新しいものをどこまで反映させるのかというのが非常に難しいところではございます。その時点で決まっているものについては載せることが可能かなとは思いますが、年度途中のものについては年度途中での周知というところで今までやっているところです。

以上です。

（潮田）子育て支援ガイドブックは、7月発行、8月発行だったでしょうか。確認です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 4 2 分)

(開議 午後 5 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 発行につきましては、4月となっております。4月です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 4 5 分)

(開議 午後 5 時 4 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 引き続き答弁させていただきます。

先ほどの4月1日につきましては、配布は4月の1日になります。納品のほうは、3月の15日に納品となります。

先ほどの教育支援センターの新しい場所の情報を中に入れられるかというところですが、今回こちらで議決されましたら情報としては何月から教育支援センターの……電話番号はまだ決まっていないか……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 4 7 分)

(開議 午後 5 時 4 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) すみません。失礼いたしました。移転しますというような形で周知のほう図りたいと思います。

以上です。

(諏訪) 遅くなっています。今まで委員の方の様々な質疑を聞いて、またその答弁を聞いておきまして、ますますなぜこの教育支援センターを移転しなければならないのかが理解できなくなっているのですけれど

も、今日実際現地でいろいろとご案内していただきまして、本当に臨床心理士さん、スクールソーシャルワーカー、専門教育相談員さんと専門家の方がきちんと対応ができています。また、ロケーションとしては田園風景で本当に穏やかな建築物で、すばらしいなと私は感じたのです。これをどうして小谷小跡地に移転をしなければならないのか、まずここを伺いたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。答弁でも申し上げておりますが、不登校の児童生徒の増加傾向、また教育相談の件数も年々増加している状況でございまして、教育支援センターへのニーズは高まっている状況でございます。現在のふるさと館では公共交通機関がフラワー号に限られ、適応指導教室の通学の利便性に課題がございました。また、旧郷土資料館を改修し、設置したことから、通常学校にあるべき普通教室や校庭、体育館等はございません。教育環境には改善の余地があると考えておりました。また、大規模改修の基準となる30年を迎えているという川里ふるさと館の建物につきましても、その在り方については検討を進めているところでございます。そういった中で小谷小の閉校を迎えるというところで、バス等の利便性、それから施設も比較的新しく、手入れがされており、芝生の校庭や体育館など、現在も学校として使われているというところで教育環境もよく、支援の状況が見込まれるというところで、やはり不登校対策、それから教育相談の一層の充実を図るというところで移転のほうを今回検討したというふうな状況でございます。

以上です。

（諏訪）ニーズが高まっている、確かに不登校児童生徒の増加は大変だと思います。ですが、利便性に関しては現在のふるさと館でも十分かなと感じています。それと、もしフラワー号の便が少ないとかそういったことでしたらそこを改善すべきだと私は思っております。現在の通級指導教室（P.87「適応指導教室」に発言訂正）の配置を見ても、今すぐあそこがいっぱいになるかなという、大体何人だったらそこがいっぱいになって手狭になるのか、その辺は具体的にどんな数字を持っていらっし

やるのか伺います。

（潮田）すみません。通級指導教室ではなくて適応指導教室なので、議事録上ちゃんとしたほうがいいかなと思いました。

（諏訪）ただいま「通級指導教室」と申し上げたところを「適応指導教室」に発言の訂正をお願いいたします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。適応指導教室の定員といえますか、人数の上限につきましては、今利用人数は平均して四、五名くらいというところですが、今までの利用状況のほうを確認していきますと、10名から十二、三名くらいのところというのがやはり教室として手狭になってくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

（委員長）先ほどの諏訪副委員長の訂正の発言についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（諏訪）教室の手狭というところでは、10名から12名ぐらいになると手狭になるのではないかと、いわゆるそういった計算上ということがございますけれども、お部屋の数も結構ありますよね。そこで教室を2つに分けてというようなことは考えることはできませんか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。今回小谷小のほうに移転するという話の中で、やはり教室のそういった部屋数も多いですし、幾つもの適応指導教室の例えば学年を分けるとか、内容を分けるとかといったような、そういった検討もされてきているところでございます。今回、Let's教室の仕組みの中で一番目指していきたいものとしては、今現状、午前中のみの実施だったところを、午後なら来れるお子さん、午前中のお子さんが午後も通しで使えるかというのは、なかなかそこいろんなお子さんがいらっしゃるのでは、分からないのですが、午前中だと起立性の方ですとか、なかなか自習の習慣がついていないという方などもいらっしゃると思いますので、そういった午後の利用というのに間口を広げて事業拡大をすることでいろいろなお

子さんがご利用いただけるのではないかという、そこに一つ私ども小谷小に移転したらそのタイミングで事業のほうを見直していきたいというふうな思いがございまして、今その教室数を増やすというよりも午後の開催というのに今回ポイントを絞って計画をしているところでございます。

以上です。

（諏訪）私も以前、午前だけの教室ではなく、一日通しでというようなことを申し上げました。というのは、ただいまご答弁ありましたように起立性障がいなどのお子さんはやはり午後だったら来れるということを知っておりましたので、そういった質問をしたこともございます。今回、現在のふるさと館において一日の指導ができにくいのかどうか、その場所も含めて、そこは検討はされたのでしょうか。伺います。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。適応指導教室の運営には指導員が適応指導教室指導員という形で会計年度の任用職員のスタッフを今現状4名採用しております。大体、外出したり、いろんな事業をする上では最低でも2人はいないと、もしお子さんに何か、お一人どなたかけがえをしたり、何か急病といったときにやはり目が行き届かないというところで、2人から3人必ず配置をするというふうな形で今制度設計と申しますか、事業設計をしております。この状態で午後というふうなものを開けるときに、今現状スタッフの手が足りないというところでは、今すぐの午後の開催を、では午後やろうというふうな形でそういった形ではできないというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、スタッフの問題もあるということなのですが、小谷小の跡地に移転をするとスタッフは集まるということによろしいのでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））またこれも来年度の当初予算の議決をいただいてからのお話にはなりますが、そういった事業を拡大して行うことにつきまして、現在財政部局と調整を行っております。

まして、また3月議会でこういったことがご審議いただけたらと思っております。

以上です。

(諏訪) 先ほど来、前任者のことを聞いていますと、1階部分は乳幼児健診だとか、それから長期の放課後児童クラブなどでの利用が話されていましたが、これは小谷小跡地利活用の検討委員会などでもう既に決まったことなのかどうかを伺います。

(教育部参事兼教育総務課長) お答えいたします。

小谷小の跡地の利活用につきましては、決定はしていないところです。あくまでも……申し訳ありません。教育支援センターは決定はしていません。(P.89発言の訂正あり)

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時58分)

(開議 午後5時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正みたいな形ですか。では、ちょっと訂正をしてください。

(教育部参事兼教育総務課長) 申し訳ございません。先ほど小谷小についてということで申し上げましたが、教育支援センターということで、すみません、訂正をさせていただきます。正しくは小谷小学校の跡地の利活用につきましては、庁内の検討委員会のほうで教育支援センターとして活用していくことが決定の意思決定がされております。ただ、それ以外の健診ですとか、放課後児童クラブですとかの活用につきましては継続的に検討していくということで、決定事項ではなっておりません。訂正をさせていただきます。

以上です。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(教育部参事兼教育総務課長) すみません。追加でお答えをいたします。

庁内検討委員会の中では、子どもの健診、大人の健診、または放課後児童クラブ等の活用についても活用していくのはいいのではないかというご意見等はいただいております中で、今後継続的に検討をしていくようにというような庁内での意思決定がされております。

以上です。

（諏訪）庁内の検討委員会では既に小谷小学校の1階部分に対しての利活用が検討がされて、意思が決定されていると、継続も審議していくということが決定されているということをご答弁で私初めて知りまして、今まで他の議員が様々質疑をされていて、そこに執行部もお答えになられていましたし、また小谷小学校の芝生の今後のことまで先ほどご答弁もされておりました、あたかも既に全てが決まったことのような本日の質疑ではなかったかなというふうに感じております。私、ちょっと質問最後にはふるさと館の今後、教育支援センターが移転した暁にはどんなふうにふるさと館を使っていくのかということも質問で用意しておりましたけれども、そうしますと今までの流れですと、ふるさと館の今後のことまで庁内検討委員会で議論がされているのかどうかを確認したいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後6時02分）

◇

（開議 午後6時02分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

ふるさと館の跡地の利活用につきましては、まだ検討しておりません。本議会でお認めいただいた後、庁内の中では調整していくという流れになります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(西尾)では、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

利用者の利便性の向上及びよりよい教育環境の整備に向けてということですが、学校に通えない、通いづらいと感じている子どもたちにとって、これまでどおりの環境を提供するというのは大事な行政の役割であると考えます。安心して過ごせる環境を提供しなければならないと考えます。また、今の教育支援センターの立地も静かで自然に囲まれており、近隣の住民の方から畑をお借りして大根などを作っているということですので、現状でよいと考えております。

また、北鴻巣駅から中学生が徒歩で教育支援センターに通う場合、小谷地域から赤見台地域の小中学校に通う児童生徒と擦れ違う可能性もあり、子どもの心理的負担も大きいのではないかと心配しております。したがって、議案第98号に反対いたします。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(高橋)では、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

今回の一部条例を改正する案は、子どもたちの健やかな成長と将来を見据えた学校教育環境のさらなる改善を目的としており、学校という普通環境になる点を高く評価しています。

学校教育は、地域社会の未来を支える重要な基盤であり、子どもたち一人一人が安心して学べる環境整備につながると考えます。また、今回の改正により、市が学校教育の充実に加え、小谷小学校の跡地利活用を含む将来の地域発展の具体的なビジョンを早期に示したことについても大いに評価いたします。

この移転は、学校教育の向上にとどまらず、地域全体の活性化にも寄与するものと考えます。今後とも子どもたち、保護者や地域住民の方々への丁寧な説明と情報提供を行っていただきたいという期待を込めて賛成討論いたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

川里から小谷への移転した後、どのように川里のふるさと館が変わっていくのか、これは川里地域の方々の思いです。せっかく教育支援センターを要しながら不登校の子どもたちを見守る地域の方々の優しさがあります。せっかく子どもたちがこの場所に通えるような状況になってきたところでございます。手狭にはなっていないと私は感じております。まだまだふるさと館を十分に利活用しながら教育支援センターの発展に寄与することだと思いますので、移転に反対をいたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第98号 鴻巣市立教育支援センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後6時08分)



(開議 午後6時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、所管事務調査についてお諮りいたします。在宅医療に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、在宅医療に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

次に、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 6 時 2 2 分)